

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ 3 ） （ 26. 2 定 ）			
日 時	平成 2 6 年 6 月 2 0 日 （ 金 ）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 3 7 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	新谷委員長、鈴木副委員長、千葉・安斎・川畑・高橋・酒井・山口・山田各委員		
説 明 員	教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、産業港湾部参事、保健所長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			
記録担当			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、川畑委員、山口委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が千葉委員に、吹田委員が安斎委員に、小貫委員が川畑委員に、松田委員が高橋委員に、上野委員が酒井委員に、林下委員が山口委員に、前田委員が山田委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽、共産党の順といたします。

自民党。

○酒井委員

消防に関連して何点か質問させていただきます。

◎消防団が使用する車両について

消防団の広報車について質問させていただきます。

各分団で所有している車がありまして、広報車というのが正しいのかどうか分からないのですが、まず各分団が所有している車についてどういう状況になっているのか、お答えいただけますでしょうか。

○（消防）主幹

消防団の車両の保有台数についてでございますが、市内に18ある消防分団のうち、消防団用の車両を保有しているのは、第3分団、第5分団、第6分団、第8分団、第12分団、第15分団、第18分団の計7台となっております。

○酒井委員

計7台ということですが、その中には町会で所有している車両もあると聞いているのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○（消防）主幹

町会で保有しているというのは、今、申し上げた車両の保有状況以外で第14分団、張碓の分団ですが、こちらでは町会の車両を消防団が使用することがあると伺っております。

○酒井委員

今、第14分団ということで、張碓の分団が町会で所有している形になっているというお答えをいただきました。

町会で使用する現状があるということで、私の所属する消防団は隣の15分団なので、どういうときに使うのかをお聞きしたところ、お祭りのときの警備などで用いられるということでありました。そういうことからいきますと、例えば各地域でいろいろな町会の活動というか、町会の防災にかかわる活動などにも使われている現状があると思います。そういう意味でいきますと、この14分団の車を市の保有にできないものかと思うのですが、その辺についてどうでしょうか。

○（消防）主幹

町会の車両を市の保有にというお話でございますが、これはあくまでも町会の車両でございますので、市からうんぬんというのは少し難しいと思いますけれども、例えばその町会や14分団からそういったお話があれば、その際に検討することは可能かと思えます。

○酒井委員

繰り返しになりますけれども、第14分団の車両については、町会で使われることもあるということですが、主に

消防団の活動に使われているのが現状ようになっております。しかし、例えば経費でいきますと、保険料や車の維持・管理という部分でオイル交換などを町会で負担しているということで、現状として大半は消防団の活動として使っているのですから、いろいろいきさつはあると思うのですが、再度打合せというか、聞き取り調査をして、現状がどのようになっているのか、また、主に消防団として使っているのであれば、やはり市で所有していただいで維持・管理をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎消防フェアの周知について

次に、昨年行われた消防フェアについてお尋ねします。

まず、今年度、消防フェアを開催するのかもしれないのか。また日程など、もし決まっているのであれば、その辺の内容についてお示しいただきたいと思います。

○（消防）消防課長

今年度は平成26年9月21日日曜日、時間帯は10時から13時、場所はラルズマート桂岡店駐車場で昨年と同等の内容で行う予定であります。

○酒井委員

昨年もラルズマート桂岡店駐車場で開催していただきまして、地域の方から大変好評でした。好評だったのですが、昨年どこかの委員会で申し上げましたけれども、とても残念がっていた方々もいらっしゃいました。というのは、周知がうまくいっていなかったようで、昨年ははしご車などが来ていて、119番の通報体験などさまざま行われたわけですが、子供や地域の方で、ぜひ体験したかったとおっしゃっていた方が多くいました。昨年、終わってから、周知方法をぜひ工夫していただきたいという要望を上げていましたので、今年度の周知方法について、昨年と何か違う部分があれば御紹介いただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○（消防）消防課長

開催に当たっての周知ですが、今年度は昨年と同様に各町会への回覧板、また広報おたる9月号に掲載をいたします。また、新たに各小・中学校に学級分の部数を配付します。また、保育所が2か所ありますけれども、そこにも案内するということであります。

○酒井委員

昨年とは違う周知方法でより多くの市民の方にお知らせできるのかなと思いました。

消防フェアの中に住宅用の火災警報器のコーナーがありました。住宅用火災警報器の設置率の数値などがあったら示していただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○（消防）予防課長

住宅用火災警報器の設置率でございますが、平成25年6月1日現在、総務省消防庁が全国の公式の推計率を発表しております。本市の設置率につきましては、76.3パーセントになっております。

○酒井委員

約8割ということで、設置が大分進んでいるのかと思います。この消防フェアに関しては、火災を起こさないとか、起きたときの対処のほかに、火災を知らせる警報器のコーナーなどがありました。この消防フェアを通して、火災警報器の設置率の向上にもつながると思いますし、ぜひ、より多くの方に来ていただきたいという意味も込めて、毎年実施していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎銭函地区河川防災事業の進捗状況と張碓小学校横の河川の整備について

次に、河川防災事業について少し伺います。

銭函地区河川防災事業ということで、これはたしか5年計画で進んでいたと思いますが、この進捗状況についてお知らせ願います。

○（建設）建設事業課長

銭函地区河川防災事業の進捗率ですが、対象 4 河川の計画区間が約 5.5 キロメートルございまして、平成 26 年度を実施しますと 2.2 キロメートル弱が終了するところでして、大体 39 パーセントの進捗になります。この事業につきましては、土砂の量が多かったこともございまして、7 年以上はかかりそうな状況かということを今は思っています。

○酒井委員

若干、遅れているということで報告がありました。

旧星置川についての話をさせていただきたいのですが、この川は上流に土砂がたまっている部分があって、この事業の対象となっているのですけれども、川と海の境界線というか、川の出口の部分、石ころというか、岩というか、石が押されて、何回か詰まることがあります。毎年二、三回は、その土砂をよける工事が入っているのですが、お聞きしますと市内には何か所かこういうところがあるということでしたけれども、結局ここに工事が何回も入ると、それだけ工事費がかさむと思うのです。私の要望としては、何とか土砂が寄りつかないような工事をしていただきたいと思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○（建設）建設事業課長

旧星置川を含みます河口のしゅんせつでございしますが、河口の土砂の堆積につきましては、上流からの土砂の流下という部分と、もう一つ大きいのは海からの波に押されて押し込まれていくというのがおおむね原因として考えられてございます。対策といたしましては、銭函につきましては、上流の土砂を取り除くことによりまして、上から土砂が流れてくるのをかなり軽減できるということで期待しているところであります。

もう一点は海からの部分で、構造的なものとして考えられるのは、導流堤といいまして、寄ってこないような防波堤みたいなものを河川の脇につくる、若しくは海岸につくるというのが一般的にはあるのですが、これらにつきましては、事業費が膨大になる部分もあるのですけれども、周辺の海岸、若しくは海洋といいますか、近くに漁場があればそうなのですが、そういったところに対する影響を想定するのがなかなか難しいという現状だそうでございますので、そういったことを考えますと、市管理の河川につきましては、現状の定期的な河口しゅんせつという対策が今のところ最もいいと思いますか、有効な対策であると考えてございます。

○酒井委員

今、工作物は現状の中では難しいという答弁をいただきました。今年の春も 1 回入っていただいたのですが、海が 1 回しけるとだめな状況です。またすぐ入ってくれという話にもならないとは思っているのですが、現状の中で定期的という話もありましたので、それを強く要望したいと思います。また、研究をして、道との絡みもあるかと思うしますので、その辺も協議の上で可能な限りの対策をしていただきたいと思います。これはこの川だけではなく、市内に何か所かあるとお聞きしていますので、そのいずれに対しても適切な対応をしていただきたいと思いますので、お願いします。

また、河川についても一つ話をさせていただきますが、張碓小学校の横を流れている河川があります。細い川ですが、この河川が張碓小学校の横を流れまして国道 5 号をマンホールの中を通ってきて、出たところに蛇かごで段々になって、2 メートルほど工事された形跡がありました。その部分が普通の自然の川というか、そういう状態になっていて、先日も見てきたのですが、結構川の縁がえぐれて、畑をやっている方もいまして、年々どんどん畑が削れて狭くなっていると。それと周りの木も倒れてしまって、どうも危険だという話がありました。ふだんは何ともないのですが、やはり雪解け、それから 9 月以降、秋の台風シーズンになって大雨になったときには、あふれる危険性もあるということで見てきました。下流に行くと、また U 字溝が入っていて、きちんと整備された川です。上流も U 字溝が入っている状況ですが、張碓神社の裏あたりが、ちょうどそこだけ抜けているような状況になっていますので、ここについても調査していただいて、すぐ工事に入れるかどうかは別としても、適切な対応をしてい

ただきたいと思います。これは要望なので答弁は要りませんが、適切な対応、対策を講じていただきたいと思いますので、お願いいたします。

◎全国学力・学習状況調査について

最後に、全国学力・学習状況調査について少しお尋ねします。

まず、全国学力・学習状況調査について、確認の意味も込めて、どのような目的で行われているか御説明をお願いいたします。

○（教育）指導室主幹

全国学力・学習状況調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、児童・生徒の学力や学習状況を把握、分析し、学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的として実施されてございます。

○酒井委員

これはテストといえども、調査という部分が大半を占めていると思います。学力と生活習慣の改善などが目的とされているかと思います。この調査結果について、昨年も公表については相当改善をされたというか、違う形になってよりわかりやすくなったと思うのですが、この調査を基に教育委員会が取り組んでいる主な研修や、それを基にした改善などがあれば、少し紹介願いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（教育）指導室主幹

全国学力・学習状況調査の結果を基にした研修でございますが、私たちが主催している研修講座の中に、この学力調査問題を活用して一般の教員が講師になって、その問題の解き方とかこの問題がなぜ正答率が低いのか、そういうことを調査、それからそれを実際に教員が授業の中でどのように指導するのか、そういう研修会を実施してございます。

また、昨年度は一般教員も交えた学力向上検討委員会をつくりまして、この改善点などを示したものを報告書にまとめ、全教職員に配付しているといったところでございます。

○酒井委員

学力の向上に向けて、教育委員会を中心に学校、家庭、さらには地域の方々にも御協力を得て、全市を挙げて学力の向上を目指しているという姿勢がすごく伝わってきます。

公表についてですが、これは要望なので答弁は要りませんけれども、ぜひ学校別の公表をしていただきたいと思います。なぜかといいますと、やはり自分の学校が今どういう状況に置かれているのかというのが一つ。また、教員についても、例えばうちの学校はどこが弱いという認識を高める上でも、ぜひ学校別の公表をしていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

○山田委員

◎街路灯について

まず、街路防犯灯についてお聞きいたします。

昨日の予算特別委員会でも各会派さまごま取り上げていました。141町会の中で1万4,000灯の街路防犯灯があり、平均すると1町会当たり100灯ぐらいになると。私の町会にも300灯ぐらいありますが、私の町会は海に近いので風などによる塩害がひどく、10年たった鉄製の器具でも中に水がしみ込み、最近の雨で本当に故障が多いように思います。

そこでお聞きしてまいります。直近の町会街路灯の更新、また故障による交換、これらの理由について押さえているのか。また、故障についての理由を押さえていないのであれば、今後の取組として、電気工事店などという故障が起きて取り替えたのかということを開くような計画やお考えがあるのか、まずその点からお聞きしてい

きたいと思います。

○（建設）庶務課長

街路灯の交換の理由についてでございますけれども、こちらで申請の際に一つ一つ申請書に添付してもらっているわけではありませんが、聞くとおるところによりますと、灯具そのものが老朽化しまして故障になった、あるいは電気代を削減したいということで省エネタイプに変更するためという理由と聞いております。

○山田委員

そういう部分でも、できれば更新計画を立てる意味で、市の郊外でどのように街路灯が分布しているのか、そういう資料については押さえていますか。

○（建設）庶務課長

街路灯の維持費補助金がございますが、電気代の補助ですが、この交付に際しましての資料として、町会単位での灯数については把握しておりますけれども、街路灯 1 灯 1 灯がどういう形で分布しているかについては把握してございません。

○山田委員

私の町会でもこういうふう分布しているということを北電の協力の下で承知してございますので、できれば、市内のどこにどういう電球の種類がある、こういうものを町会又は北電に要請していただきたいと思いますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○（建設）庶務課長

今回、議会での議論の中では、短期間で LED 化できないかという議論がございましたが、さまざまな御意見をいただいておりますので、具体的な部分については今後検討ということになるかと思っておりますけれども、それらも含めて検討してまいりたいと考えております。

○山田委員

今回、平成 26 年度の街路灯設置費助成金交付申請の手引きが配布されています。この中で器具の種類や料金区分、維持コスト、この維持コスト、こういう項目が載せられたものを私は初めて見たのですが、今回このような掲載をされた趣旨についてお答えください。

○（建設）庶務課長

今、委員がおっしゃいましたとおり、4 月に各町会宛てに申請の手引を送付させていただいておりますが、趣旨といたしましては、LED 化の推進ということで、LED にした場合の設置費用、光源の寿命、コスト比較などを載せまして、皆さんにどういうふうに LED 化を進めていただけるか、こういう検討をしていただくために、今回、初めてつけさせていただいたということでございます。

○山田委員

これは本当に重要だと思います。町会にとっては、こういう情報が一番大切だと私は思います。特に市長もおっしゃっていましたが、料金が 7 割程度削減される、こういうのは各町会とも今までは全然わからなかったと思います。その点について、今年は手引に掲載された部分では、本当によく入れていただいたと私は思っております。そこで、今後、更新する際の優先順位についてですけれども、例えば白熱灯、水銀灯、LED など、いろいろ種別がありますが、市長が数年後には対応したいという、そういうようなお話をしていらっしゃいましたので、その優先順位について何かお考えがあれば、この項の最後にお聞きしてまいります。

○（建設）庶務課長

先ほども申し上げましたとおり、検討につきましてはこれからということになりますし、いろいろな意見をいただいておりますので、今後、それらを含め、財源も含めまして検討してまいりたいと考えております。

○山田委員

よろしくお願いいたします。

◎自主防災組織について

次に、自主防災組織についてお聞きします。

今、本市でも消防団の機能がますます重要になってきていますが、これとは別に、国や自治体が災害対策基本法で育成や充実を図る努力義務を課せられている自主防災組織について伺ってまいります。

自主防災組織の普及率を示す指標として、国や自治体が公表する組織率、活動カバー率というか、これが全国平均で80パーセントと聞いています。国では将来的には100パーセントを目指すと言っていますが、本市を含め、自主防災組織の内容はどういうような団体なのか、役員名簿、規約、市町村への届出、登録など、まずその部分についてお聞かせください。

○（総務）半田主幹

まず、自主防災組織の組織率についてですが、小樽市が国に報告している団体が市内には2団体ございます。それは、塩谷桃内連合町会と銭函地域の自主防災組織でございます。組織率については9.2パーセントとなっております。

○山田委員

この組織率の部分でも地域のカバー率ということで聞いております。その中では役員の名簿、規約、この部分があるところもあれば、まるきりない市町村もあると聞いております。

そこで、現在、地域のかかわりが希薄で防災意識が低い住民が多いと言われています。災害に備えた防災訓練、物資の備蓄、啓発活動など、活動される防災組織の活性化や組織率の向上について本市の取組状況をお聞かせください。

○（総務）半田主幹

組織率の向上に向けた取組についてですが、町会の防災訓練やまち育てふれあいトークの際に自主防災組織についてのパンフレットを配布するとともに、組織する際に必要な規約作成についての小樽市の支援や一般財団法人自治総合センターの助成事業などについて紹介してございます。このような取組を進める中で、組織率が向上されていくことを望んでおります。

○山田委員

組織率の向上についてはいろいろありましたが、これについての予算措置もあると聞いています。その部分ではどのような装備が小樽市に來ているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（総務）半田主幹

先ほど申し上げた一般財団法人自治総合センターの助成事業について皆さんに紹介しているところでございます。地域防災組織育成助成事業という事業がございまして、市などに登録されている自主防災組織に対しては、装備品などについて限度額はございますが助成するというものでございます。

○山田委員

その装備の中で、AEDや小型ポンプなどが付与されてきているということで承知してよろしいですか。

○（総務）半田主幹

そのように理解しております。

○山田委員

ますます啓発の部分で、本市の組織率の向上に向けて頑張っていただきたいと思います。

◎いじめ防止対策について

次に、本年4月1日に北海道いじめの防止等に関する条例が施行されました。この中では、基本理念、道や学校、

教職員、保護者の責務が明記され、道民及び事業者の役割についても努力義務が示されております。

そこで、本市の教育委員会の施策や対応について、お聞かせ願いたいと思います。

○（教育）指導室主幹

まず、各学校についてでございますけれども、いじめ防止対策推進法で義務づけられた学校いじめ防止に関する基本方針及び校内組織体制については、既に全校で作成されておりまして、いじめの未然防止、早期対応等に取り組んでいるところでございます。

また、本市及び教育委員会においては、現在、道が基本方針策定に向けたパブリックコメント等を行っておりますので、その状況を注視しながら、慎重に検討を行っているところでございます。

○山田委員

よろしくお願いいたします。

◎学校給食における食育について

次に、学校給食、食育について何点か伺います。

昨年 7 月 9 日、文部科学省で今後の学校における食育の在り方に関する有識者会議の第 3 回目が開かれ、中間まとめ案について討議されました。過去 2 回の会議では、中・長期的な目標及びそれを実現するための具体的な事業、指導方法について検討されたと聞きます。この論点を整理し、この日は平成 26 年度以降の文部科学省の事業としてスーパー食育スクールと食育の教科書の 2 案について討議されたと聞きます。

最初に、この食育の基本的な考え方について 3 点示されておりますが、その 3 点について具体的にお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校給食センター副所長

この有識者会議におきまして示されております食育の基本的考え方についてでございますが、まず一つ目の食育の目的につきましては、食育基本法を再認識し、国民運動として食育を推進すること。二つ目は、食育の場・対象については、小・中学校だけではなく、学齢期前から高校以降も食育の場・対象とし、学校を地域社会の食育の核として取組を広げていくことが必要であること。三つ目の食育の視点については、食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化を基本とし、多角的な視点を持って取り組むこと、以上が示されております。

○山田委員

この有識者会議では、今後の学校における食育のあり方についても示されています。その点について、お聞かせください。

○（教育）学校給食センター副所長

今後の学校における食育のあり方については、4 点示されております。まず、1 点目として、食育に関する指導内容・方法については、栄養教諭だけでなく学校全体で食育に取り組む指導体制づくりが必要であること。2 点目として、学校給食の充実については、学校給食は食育の生きた教材であり、実施率の向上や食物アレルギー対応、衛生管理の充実、食べる時間を含めた十分な時間の確保、給食指導の充実、地場産物をはじめとした国産食材の活用促進が今後も必要であること。3 点目として、栄養教諭の配置・役割については、栄養教諭の配置状況について分析を行い、食育を推進するための効果的な配置拡大の方策について検討を進めることが必要であること。4 点目として、家庭・地域へのアプローチについては、家庭の取組が非常に重要、啓発方法を工夫し家庭へのアプローチを粘り強く続けることが必要であること、以上が示されております。

○山田委員

この有識者会議では、当面の具体的な取組について、スーパー食育スクールと食育の教科書の 2 案について討議されたと聞きます。それを含めて、取組をお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校給食センター副所長

この有識者会議で検討された問題点についてでございますが、現状では栄養教諭の配置には都道府県により差があること、食育の指導体制に地域で差があること、また食育に取り組んだ成果を科学的に検証する必要があることが示されまして、こちらの具体的な取組としてスーパー食育スクールと食育の教科書の2案が討議されております。

○山田委員

その事業については、私も1年間の事業だと聞いています。本市の事業参加への有無、また道内で指定された学校はあったのか、この理由などをお聞かせ願いたいと思います。また、本市が行う今後の食育教育について、どのようなものが予定されているのかをあわせてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校給食センター副所長

スーパー食育スクール事業につきましては、小樽市は参加しておりません。

また、北海道で指定された学校につきましては、東神楽小学校1校が指定されてございます。こちらが指定された理由ですけれども、東神楽町の地場産業である農業の育成も視野に入れながら、地元大学との連携を図り、栄養教諭を中心に小学校で積極的に目標を達成しようとする計画が採択された理由であると聞いております。

○（教育）学校給食センター所長

本市の行う今後の食育教育についてでございますが、昨年8月に新光、オタモイの両共同調理場が現在の学校給食センターに統合されました。それに伴いまして、それまで2か所に分散しておりました栄養教諭3名が学校給食センターに集約されることとなりました。このことにより、食育教育の人的な体制が整いましたので、今後につきましては、栄養教諭の学校への訪問指導だけではなく、学校給食センターの見学など、給食センターを会場としても活用しながら食育教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

○山田委員

私も見学会には参加させていただきました。まだ施設の見学などは来ていないということによろしいですか。

○（教育）学校給食センター副所長

昨年の開設以来、多くの小学校、中学校の見学をいただいております。昨年の実績で申し上げますと、11回の見学をいただいております。また、今年度につきましても、4月以降、順次、小・中学校の見学をいただいて、その中で食育事業を展開してございますので、今後ともより充実させてまいりたいと考えております。

○山田委員

◎食物アレルギーの児童・生徒への対応について

質問項目の最後ですが、食物アレルギーの診断義務化が先般新聞に書いてありました。この中では、学校生活管理指導表を使った指導がされていると聞きますが、本市の状況、アレルギーに対する児童・生徒の数と対応を聞かせてください。

○（教育）学校給食センター副所長

小・中学校の児童・生徒のアレルギーの状況でございますが、昨年11月に小・中学校を対象に調査を行いました。

小学校につきましては、アレルギーのある児童・生徒数227人、率にして4.45パーセント。中学校では129人、率にして4.71パーセント。全体では356人、率にして4.54パーセントとなっております。

○山田委員

今回の学校生活管理指導表については、全国的にはアレルギーを持った児童・生徒の診断書が提出されたのは21パーセントと聞いていますが、そういう指導表で提出されているパーセントはどれぐらいあるのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

学校生活管理指導表につきましては、全市的に導入しているということではございませんので、中には提出された方もいるかもしれませんが、その数は把握しておりません。

学校生活管理指導表の本市における対応という部分ですが、本年 4 月に道教委から通知がありまして、学校給食における食物アレルギーの対応においては、この学校生活管理指導表に基づく対応が重要であるというようにされております。これを受けまして、この指導表を導入した場合、診断書のように実際にこの指導表に記載するのは医師でございますので、医師会と協議をし、医師会としても指導表に対応できるように、今月 26 日に医師などを対象とした学校医部会主催の研修会を開催する予定としております。教育委員会としては、これを経まして、学校や学校給食センターと連携して、保護者への周知を図るなど、管理指導表の導入に向けて準備してまいりたいと考えてございます。

○山田委員

よろしくお願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○千葉委員

◎障害者差別解消法や身体障害者補助犬法の周知について

まず、障害者差別解消法について伺います。

昨年の通常国会で障害者に関する二つの法案が可決されております。障害者雇用促進法の改正と今お話ししました新法である障害者差別解消法であります。

そこで、この障害者差別解消法について、法律の目的、概要について説明をお願いしたいと思います。

○（福祉）障害福祉課長

この法律の目的と概要でございます。

まず、この目的といたしましては、この障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項を定め、また国の行政機関や地方公共団体及び民間事業所における障害を理由とする差別を解消するための措置について定めることによって、全ての国民の皆様が障害の有無によってわけ隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながらともに生活する、そういう社会の実現につなげることを法の目的としているものでございます。

また、この法律の概要といたしましては、国の行政機関や地方公共団体、また民間事業所による差別の禁止、そういうものをうたい、また差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す基本指針を定め、また行政機関ごとに差別の具体的な内容を示す対応要領や対応指針を作成する、こういうものが主な概要となっております。

○千葉委員

法の中では、障害を理由とする差別を禁止するとして、障害を理由に不当な差別的な取扱いを禁止することですとか、合理的配慮を行うことが各機関に求められております。これは具体的にどのようなことを指すのか、例を挙げてお示し願いたいと思います。

○（福祉）障害福祉課長

まず、不当な差別といたしましては、例えば障害があるということで店への入店を拒否する、またスポーツクラブなどの入会を拒否する、またアパートを借りたい、そういうものを障害があるということによって拒否する、こういうことが不当な差別の例として挙げられております。

また、障害をお持ちの方への合理的な配慮といたしましては、例えば視覚障害をお持ちの方については、窓口で文字を読んであげます。聴覚障害をお持ちの方には、筆談で対応します。また、肢体不自由障害をお持ちの方には、入り口の段差にスロープをつける。また、知的障害をお持ちの方には、説明の文章をわかりやすくする。そのようなものが合理的な配慮として事例をもってうたわれているところでございます。

○千葉委員

施行日は平成28年4月1日となっております、地方公共団体としても対応する内容があると思うのですが、この施行日である28年4月までに対応する内容についてはどのようなものがあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）障害福祉課長

地方公共団体に求められているもの、それは努力義務ではございますけれども、市の職員が対応する対応要領を作成すること、また関係機関による差別解消支援地域協議会のようなネットワークを構築する、そのようなことに努めることが法によってうたわれているところでございます。

○千葉委員

北海道は本当に早い時期から北海道障がい者条例を全面施行いたしまして、障害を理由とする差別等の解消を目指して市町村との連携を図っているというふうに認識しております。その内容についても説明をお願いします。

○（福祉）障害福祉課長

北海道障がい者条例との連携等についてでございますけれども、この条例の目的といたしましては、障害者の方の権利擁護と暮らしやすい地域づくりの推進を目的としているものでございます。北海道では三つの大きな柱として、障害のある方の暮らしやすい地域づくり、障害者の方の就労支援、障害者の方の権利擁護をもってこの条例がつくられております。

小樽市といたしましては、権利擁護の部分で障害者虐待防止法の施行に伴いまして、施設等からの通報については北海道と連携しながら虐待の防止に努め、また地域づくりの部分におきましては、後志圏域にも地域づくりコーディネーターという職員がおりますので、そういう職員と連携しながら、地域の問題を北海道に上げる、そのような仕組みづくりに努めているところでございます。

○千葉委員

今、権利擁護等の話がありましたが、そういう相談や通報で、実際にあった事例はあるのでしょうか。

○（福祉）障害福祉課長

権利擁護の障害者虐待という部分につきましては、平成24年10月に法が施行されて以降、施設職員、また養護者等による虐待のおそれがあるということでの通報については、市に数件寄せられているところでございます。

○千葉委員

今回、障害者差別解消法についての質問をさせていただいた理由ですが、先月25日、札幌近郊の視覚障害者の団体の方が研修ということで小樽を訪れました。13名いらしたのですが、会食という形で盲導犬とともに飲食店に行きましたところ、入店を拒否されて、そのユーザーの二人と盲導犬2匹は他のファミリーレストランとお聞きしていますが、別な形でお食事をしたそうなのです。これについては何回か議会でも取り上げておりますが、いま一度、身体障害者補助犬法の周知についてどのように市で行っているか、お聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）障害福祉課長

盲導犬の周知につきましては、これまでも広報ということで、市のホームページ、またポスター等で商工会議所や観光協会等に周知徹底のお願いをしているところでございます。

○千葉委員

こういうことが起こるたびに、本当に行政側としても、さまざまな形で周知をお願いしまして、御尽力されていると私も理解はしております。ただ、今回の入店拒否の飲食店は、観光客の方が非常に大勢訪れる場所の店でしたので、私自身も非常に残念だと思っております。この件でユーザーの方が話していたことをそのままお伝えしますが、小樽は観光地でこれからも盲導犬を連れて観光に来る人がいると思うので、寂しい思いをして帰らないよう盲導犬に理解のある小樽になってほしいということで、私も言われました。全くそのとおりだと思っております。

す。

先月、安倍首相にも補助犬ユーザーの代表の方々が表敬訪問をして、2020年東京オリンピック、パラリンピックでは、海外から盲導犬を連れた方、障害者の方々がたくさん訪れるということもありますので、身体障害者補助犬法に対する正しい理解と認知を国としても働きかけてほしいという要望書を提出したと伺っております。

小樽でも、身体障害者補助犬法以外にも障害者の方々の差別なくするような周知、取組を一層進めていただきたいと思いますのですが、これについて見解をいただきたいと思います。

○（福祉）障害福祉課長

平成28年4月に施行される障害者差別解消法では、盲導犬を連れた方々の入店拒否、当然それについても差別解消としてうたっているところでございますので、いま一度この法の施行までに市内のそういう事業所に、身体障害者、盲導犬の普及とあわせて、障害者差別解消法の普及啓発にも努めていく、そのように取り組むことで考えております。

○千葉委員

一層努めていただきたいと思いますし、今、福祉部からいろいろ答弁をいただきましたが、これは観光や商店街等の産業港湾部に関する部分、さらに障害者差別解消法では公的な機関ということで、やはり小樽市全部を挙げて取り組むべき課題かと思っております。本日は市長がいらっしゃいませんので、総務部長に御答弁をいただきたいと思いますが、この件に関して見解をお聞かせ願いたいと思います。

○総務部長

今、盲導犬を中心とした話がありましたが、千葉委員のおっしゃるとおり、この問題は非常に広い範囲にかかわってくる問題だと思っております。観光施策、あるいは商店街施策もそうですし、私どもが持っている市の公共施設、そういったところでの対応も必要になってまいりますので、今、障害福祉課長から答弁がありましたけれども、関係部と連携を図りながら対応を進めていきたいと考えております。

○千葉委員

よろしく願いいたします。

◎認知症対策について

続きまして、認知症対策について伺いたいと思います。

第1回定例会では、認知症又は軽度の認知症という方々が、65歳以上の高齢者の4人に1人はそういう方だということで報道されて、高齢化が進む小樽では、本当にしっかりと対策を進めていかなければならないという視点で質問させていただいたところです。

その後、認知症の行方不明者ということで、昨年1万人を超えたことが大きく取り上げられました。この件につきましては、その後、北海道でも179市町村の調査をしたということですが、この調査の内容はどのようなものだったのか、また本市の回答についてお答えいただきたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

今、千葉委員からお話のあった調査につきましては、厚生労働省から北海道を通じてあった徘徊などで行方不明となった認知症の人等に関する実態調査であります。これは各市町村で把握している行方不明者や身元不明者の状況等について調査し、今後の認知症対策に反映するといった目的で実施されたものでありますが、平成25年度の状況として、認知症とその疑いのある者、知的、障害、精神障害、記憶喪失などの身元不明者、行方不明者、こういったものを市町村が把握している分として答えるものでありまして、小樽市としましては、該当者なし、ゼロ人という回答をさせていただきました。

○千葉委員

いなかったということで安心しましたが、報道では3か月以上氏名不詳だった人は1人もいなかったということ

でありました。小樽警察署に、生活安全課を通して伺いましたが、行方不明者ということでの認知症の押さえは情報が出せないということで、警察からは、通報やパトロールにより保護した人数を伺いました。平成25年1月から12月に保護された人数が223名で、そのうち65歳以上は92名。また今年に入って1月から4月に保護された人数が79名で、うち65歳以上の高齢者の方は34名でありました。これには認知症というくくりがないので、はっきりしたことは申し上げられませんが、そういう疑いのある徘徊があって、保護されたケースもあるのかなと私は思っております。警察では保護してから24時間経過して身元が判明しなかった場合には、発見した自治体と連携をとってそちらに託すといえますか、連携をとると伺っております。こういったケースについて本市ではあったのかどうか、把握されていればお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）生活支援第2課長

認知症などの疑いで行方不明となった身元不明者についてですけれども、そのような身元不明者が警察で保護され、その後、直接警察から生活支援課に身元不明者が引き継がれたというケースはございません。

○千葉委員

今まではなかったということで理解をいたしました。

仮に24時間たって身元が判明しない方がいるという連絡が小樽市に来た場合は、どのような流れになっていくのかについても御説明願いたいと思います。

○（福祉）生活支援第2課長

そのような身元不明者が小樽市に引き継がれた場合には、その方が生活困難で急迫な状態であれば、生活保護の受給手続きをしていただくように速やかに保護の開始の手続をすることとなっております。

○千葉委員

身元がわからないということで、認知症の方だとすれば、自分の所在もわからないわけですから、そういうふうな手続を踏まれるのかと思いますけれども、例えば警察や他自治体と連携をとりながら情報を共有するということは考えられているのでしょうか。

○（福祉）生活支援第2課長

そういったような情報を警察からいただいて、連携をとりながら対応しているところでございます。

○千葉委員

今までそのようなケースがないので、今後の流れについては課題かなと思っておりますが、実際に24時間が経過してもわからない方はいなかったということですので、例えばお亡くなりになっている方という件数の押さえというのはありますか。

○（福祉）生活支援第2課長

引取りのない身元不明の死亡者が、行旅死亡人として警察から連絡があった件数でございますが、直近3年間で示したいと思います。

まず、平成23年度は7件、24年度はゼロ件、25年度は1件となっております。また、今年度に入ってからゼロ件となっております。

○千葉委員

話を認知症のほうに戻したいのですが、例えば路上でけがをして倒れている方がいれば、救急に連絡が来て保護をするということで、消防本部に伺いましたら、もし認知症が疑われるケースだとすれば、それをSOSネットワークの中で連携をとって、そちらに連絡するというお話がありました。

ここで、小樽地域SOSネットワークについて伺いたいのですが、まず、このネットワークについて説明をお願いします。

○（保健所）健康増進課長

小樽市では、この事業を平成11年12月20日から開始しております。地域サポートシステムの一つということで、目的は認知症などで徘徊行動により不明となった高齢者を速やかに発見、保護し、保護された高齢者やその御家族、介護者などへのアフターケアを行い、必要なサービスを提供するというで行っております。

○千葉委員

この組織が実際に依頼を受けた件数、過去 5 年ほどについて、わかればお聞かせ願いたいと思います。

○（保健所）健康増進課長

過去 5 年間の実績でございますが、平成20年度26件、21年度16件、22年度 1 件、23年度12件、24年度21件という状況でございます。

○千葉委員

年度によってばらつきがあると思いますが、認知症での徘徊で保護された件数が今の数字だということで、実際に発見して自宅に帰ったケース、中にはもしかするとお亡くなりになったケース、また、ＳＯＳネットワークに連絡が来て発見されたケース等の内訳についてもお聞かせ願えますでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

過去 5 年間の内訳でございます。平成20年度は発見者が25件、御本人が帰宅された方が 1 件、未発見者はございませんでした。21年度は、16件中、発見者が14件、御本人みずから帰宅された方が 2 件です。21年度は 1 件でございましたが、ＳＯＳネットワークで発見された方が 1 件です。23年度は、12件中、発見が 9 件、御本人が御自分で帰宅された方は 3 件です。24年度につきましては、21件中、発見された方が18件、そのうち発見の中でお亡くなりになっていた方が 1 件という状況です。あと、御本人がみずから帰宅された方が 2 件、未発見者、発見されなかった方が 1 件ございました。

○千葉委員

最後の年度は発見されなかったということですが、その後、発見されたという情報とか入っておりますか。

○（保健所）健康増進課長

残念ながらこの方につきましては、発見されたということは何っておりません。

○千葉委員

件数的に、これが多いか少ないかという判断はできませんけれども、ネットワークに連絡があって、この件数でありますので、まだ警察だけで持っている情報や通報なしで探している方が、もしかしているのかなということで、非常に大きな課題、問題かなと感じております。ＳＯＳネットワークという組織を今後充実させていただいて、本当に有効に動いていただきたいと思いますけれども、ＳＯＳネットワークの課題などがございましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○（保健所）健康増進課長

事務局を持っております保健所として課題に思っていますのは、これからもＳＯＳネットワークの中にいろいろな機関、いろいろな事業所の方も含めて、ネットワークをさらに広げて、市民の方がより早く発見される、保護されるような取組をしてみたいと考えております。

○千葉委員

最初、ＳＯＳネットワークの所管が保健所だというのも分からなくて、そうだったのかと思ったのですが、認知症の方が徘徊をして自宅に戻れなくなってしまうということで、先ほどの件数からは、自分から戻った方が各年度、1 件、2 件、3 件ということで非常に少ないということで、保護されても身分を証明するものがなかったり、自分の名前ももちろんわからなかったり、住所を言えなかったりということで、非常に課題が多いと思っております。警視庁では、行方不明者の手がかりをこの認知症に関してはさらに項目を増やして、身元確認を照会して運用する

という報道があったところですが、本市としても、この問題に対しては、いま一步踏み込んで対策を講じなければいけないと感じておりますけれども、この件についてはいかがでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

認知症高齢者の徘徊対策でございますが、現在、本市では、徘徊のおそれのある認知症高齢者を介護している家族に対しまして、徘徊高齢者の位置情報検索システムを導入する場合、経費の一部を助成する制度を持っておりますけれども、ここ 6 年間ほど利用の実績がない状況にあります。

認知症を持つ高齢者が外出する際に確実にこの発信機を持って出るかという点と、なかなかそうはなっていないということを聞いているところでございます。認知症のおそれがある場合には、基本的には家族や介護をしている方が衣服や靴の底、そういったところに本人が確認できるような住所、氏名を記載しておくなどの対策をとっていたべきというふうにも考えておりますが、今後、市といたしましてどういったことができるのか、他市の状況、他市の例なども調査しながら研究してまいりたいと考えております。

○委員長

保健所はいかがですか、踏み込んだ対策ということで。

○保健所長

先ほど健康増進課長が申しましたように、これから S O S ネットワークを広げていくことが課題と考えてございます。

○千葉委員

今、位置情報の検索システムは利用がないということで、確かにこれから私がそういう危ない年代になったら、チップなど、もう少し画期的な方策があるのかと思いますが、やはり不安を抱えている方がたくさんいらっしゃいます。認知症になるかもしれないという不安を抱えている高齢者もそうですし、両親と離れて暮らしている家族というのは、非常に心配があります。先ほど住所などを書くという話があり、住所、氏名を書いたカードを持っているということはあるのですが、人によっては、それが万が一誰かに見られたら、自分の身元がわかってしまうという危険性を感じている方も多いということで、何かいい方法がないかなということで、私もいろいろ調べました。これは鈴鹿市の例ですが、ほかの市町村でも行っているようなネックレス形式で、よくスポーツ選手などが首に提げているシリコンの軽い素材で、そこに番号を載せているものがあるのですが、要支援の援護を了承して登録している方で希望者にそういうものを配布しているそうであります。万が一、その方が徘徊したり、また急に外出先で倒れたりという場合、その番号を救急隊、消防署に連絡すると、その番号からさらに個人の番号に通じて、そこからこの誰でどういう持病があるかということまでわかるようなシステムを構築しているということで、さまざまな形で身元不明がわかったとか、倒れたけれども一命を取りとめたということで、効果が出ておりますので、こういう事例を通して研究、検討を進めていただきたいと思います。これは要望として一言御答弁いただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○医療保険部長

今、鈴鹿市のお話がありましたけれども、兵庫県赤穂市はキーホルダーということで聞いています。ただ、現時点で考えているのは、その人にとってキーホルダーは嫌だとか、ネックレスは嫌だとか、いろいろあると思うのです。ですから、私どもとしては、先ほど介護保険課長が申しましたとおり、家族なり、本人が心配であれば、やはり靴底や衣服の裏、よく着る服などの裏に、携帯電話の番号などいろいろなことが嫌であれば、今考えられるのはそういう共通の番号を家族が、A さんなら A さんはいつも同じような服を着ていくので、服の裏に、例えば 1 2 3 4 という番号を入れる。B さんは毎回同じ靴を履いていくのであれば、靴底に 4 5 6 という番号を振る。また、ほかの方で毎回何かを身につけているのであれば、その身につけるところに 7 8 9 と番号をつける。そういうものを A さんは靴底にこういう番号を付番しているので私たちですと。C さんはこの服にということで、キーホルダーな

どと限定してしまうと、それを身につけていなかったら意味がないので、そういうふうにして共通の番号みたいなものを家族に振っていただいて、このＳＯＳネットワークみたいところに報告していただいて、そこから詳しい情報を知るとというのが一番情報を得られるというのですか、やはり限定してしまうと、それを外してしまったら全く意味がないので、そういうことが考えられるかと思っています。市がキーホルダーを提供するとか限定品を提供するというのではなく、安上がりというか経費もあまりかかりませんので、それぞれの実情に合ったものを家族で用意してもらって番号だけを教えてもらうということが考えられるかなど、いろいろ考えています。

ですから、他市のいろいろな部分を、果たして鈴鹿市や赤穂市が本当にうまくいくかという部分も含めながら、推移を見ながら研究していきたいと考えてございます。

○千葉委員

終わろうと思ったのですが、そこまで御答弁をいただいたので、私も限定をしてそれを全員に配布するとは考えていません。今、部長がおっしゃったように、そういう方もいれば、キーホルダーだったらいつもつけている、ネックレスだったら外さないという、それぞれいろいろなメニューを提供することが大事なのではないかと思っていますので、ぜひ調査研究を今後もよろしくお願いいたします。

○高橋委員

◎道の駅設置に向けた検討について

道の駅について何点かお聞きます。

昨年第３回定例会の一般質問で道の駅について質問させてもらいました。概略について確認させていただきたいと思いますが、まず道の駅の目的と機能について説明をお願いします。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

道の駅の目的と機能については、国土交通省でつくっております「道の駅」登録・案内要綱がございまして、目的は、道路利用者の利便性の向上と施設の利用促進を図り、安全で快適な道路環境の形成並びに地域の振興に寄与することを目的とするとなっております。

機能についてでございますけれども、同じ要綱の中で施設の構成といたしまして、無料で利用できる十分な容量の駐車場、清潔な便所、それらの施設及び施設間を結ぶ主要な歩行経路のバリアフリー化が図られている必要となっております。ほかにも、多様なサービスを提供する施設として、道路及び地域に関する情報を提供する案内所又は案内コーナーが備わっていることというのが要件となっております。ほかにも、提供のサービスといたしまして、駐車場・便所・電話は24時間利用可能といった要件もございます。

○高橋委員

次に、道の駅の仕組みとして、整備内容とそれから設置者がどのようになっているのか伺いたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

整備内容は、若干重複する部分がございますけれども、同じ要綱の中で、まず大前提として設置の位置がございまして、休憩施設としての利用のしやすさや、道の駅相互の機能分担の観点から適切な位置にあることとなっております。

また、設置者につきましては、市町村又は市町村にかわり得る公的な団体であることとなっております。

○高橋委員

次に、手元に資料があるかどうかはわかりませんが、設置者種別の割合がわかれば示していただきたいのですが、わからないのですね、はい、わかりました。設置者は、自治体市町村が98.1パーセントになっております。

次に、道の駅の効果について聞かせてください。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

先ほどの概要の部分と若干重複しますが、効果として期待できる部分としては、道路を利用される方が安全に運転していただくための休憩ができるという効果がございます。また、情報発信機能ということで、先ほど申しましたが、道路を利用する方の経路の情報や地域の方々の情報を発信していく機能という部分も効果としては考えられるかと思います。

こちらも国土交通省のホームページからの内容でございますが、道の駅をきっかけに町と町とが手を結び活力ある地域づくりを共に行うための地域の連携機能といった効果が期待されているという形で示されています。

○高橋委員

この道の駅についてどのような認識を持っておられるのか、伺いたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

道の駅に対する認識でございますが、他都市の事例若しくは北海道内の設置の結果などの状況から、前に委員から一般質問があったときにも話がありましたが、2012年度の道内の道の駅による経済効果で268億円という効果が出ているという発表が開発局から出てございます。そういった部分を踏まえましても、小樽市ということで考えた場合にも、こういった経済効果、観光、産業の部分での波及効果というのは大きなものがあるとは思ってございます。

○高橋委員

重ねて認識を伺いますけれども、先ほど説明いただいた機能の中に、観光情報や観光レクリエーションなど、観光というのが必ずついております。観光の観点から担当部局ではどういう認識なのか、伺いたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室長

道の駅という施設について観光的な観点からということでございますが、いろいろなまちで道の駅を設置しているのは私も見ております。道の駅というものの自体が観光の拠点となっているところもありますし、それが集客施設になっているような場合もよく見かけるところでございます。

本市の場合は、今はまだ道の駅はないのですが、観光の拠点や集客施設は既にあるということで考えていますので、そういう意味合いでは今すぐ道の駅が必要かどうかということは考えていかなければならないと思いますし、また全くなくても不要だというふうに結論づけることができるかどうか、そこまでは議論していかなければならないと考えております。

○高橋委員

観光振興室長は、少し後ろ向きだね。そういう観点ではちょっと困るのだね。

先ほども言いましたけれども、第3回定例会の一般質問で、道の駅に対する課題、問題点を伺いました。企画政策室に伺いますが、私はこの質問をして検討する場を設けてほしいと思っていただけです。質問の中で要望は出していませんでしたけれども、昨年から今年にかけての動きがあれば、要するに検討したか、していないかを伺いたいので、お答えいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室佐藤（慶）主幹

検討の状況でございますが、道の駅を所管する企画政策室といたしましては、情報等の入手は随時行っておりますが、具体的な検討は進んでございません。

○高橋委員

昨年、市長からの御答弁で課題等について4点あったわけですが、これらについては何も検討されていない、確認はされていないということなのでしょうか。

○（総務）企画政策室長

1年間の検討状況であれば、今、主幹から答えさせていただいたとおりですが、それ以前にもやはり道の駅の話がございまして、ある程度、庁内の事務レベルですけれども、一応会議を持った経緯はございます。その中で、前

回、議会でも答えたような課題、例えば、幹線道路に面した一定程度の土地が確保できるのか、運営に対して採算性がどうなのか、小樽市内には多くの民間の観光施設なり、それからある程度の駐車場を持っている方もありますので、その辺と道の駅との関係性なども注意していかなければならないという形の議論を庁内ではさせていただいております。

○高橋委員

これは要望ですが、まず、これらの課題について、やはり一歩立ち入って検討していただきたいというのが要望です。というのは、私にも小樽市内、市外の方からも要望、質問が来ます。そういう中で、何がネックになっているのか、何がハードルなのかというのがあまり見えない状況もありますので、先ほど観光振興室長は何か必要ないような話をしていましたけれども、私は決してそうではないのだろうと思います。観光客の客層も違いますし、団塊の世代がキャンピングカーなどを使って全国を走り回っているという状況を考えると、私は新たな視点だろうなと思いますので、そういう観点から再度この課題等について検討をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室長

時間も経過して状況も少し変わってきていると思いますので、再度、庁内で関係部局を集めるような形で検討させていただきたいと思います。

○高橋委員

ぜひ、よろしくお願いします。

◎廃棄物最終処分場の延命と次期処分場について

質問を変えまして、廃棄物最終処分場について伺います。

今後の廃棄物最終処分場の考え方について、私は大きく論点が二つだと思っています。一つは現施設の延命化についてと、もう一つはそれが終わった後の次期最終処分場の考え方、この2点かと思いますが、その延命化に入る前に、基本的な話ですけれども、現在、桃内の廃棄物最終処分場の全体の計画埋立量、平成23年の調査時、要は実績値として埋め立てられた量、その残容量についてまずお答えください。

○（生活環境）清水主幹

桃内の一般廃棄物最終処分場でございますけれども、埋立容量につきましては、1期、2期合わせて94万1,000立方メートルとなっております。

続きまして、平成23年度に残容量調査を行っておりまして、その時点での埋立量につきましては、70万2,000立方メートル、94万1,000立方メートルから70万2,000立方メートルを引くと、残容量については23万9,000立方メートルという結果が出ております。

○高橋委員

次に、平成24年度と25年度の搬入量について、立方メートル換算での体積の搬入量をお知らせください。

○（生活環境）清水主幹

平成23年度に残容量調査を実施しましたのが8月なので、それ以降ということで答弁させていただきますが、23年8月から23年度末までで2万1,000立方メートル、24年度につきましては3万2,000立方メートル、昨年度につきましては2万2,000立方メートルということで、調査をした以降、7万5,000立方メートルの廃棄物を搬入しております。したがって、トータルの埋立容量につきましては77万7,000立方メートルとなっております。残容量については16万4,000立方メートルになってございます。

○高橋委員

平均埋立量、搬入量から計算すると、この16万4,000立方メートルはあと何年埋められるのか、平成何年まで埋められるのかをお答えください。

○（生活環境）清水主幹

16万4,000立方メートルの残容量がございますけれども、このうち堰堤の築造の土砂ですとか、最終覆土の土砂を除きますと、実際に廃棄物の残容量については14万5,000立方メートルと考えてございます。平成23年度に行った平均埋立量が2万2,000立方メートルということで考えておりますので、これで割り返すと、あと6.5年、32年くらいまでは埋立てが可能だということになってございます。

○高橋委員

昨年も平成32年という数字が出ていたかと思います。

地元町会との協定では、平成27年度というお話だったと思います。施設の概要を見ても、埋立計画期間というのは1期、2期合わせて平成12年度から27年度で、国の基準である15年をクリアしているわけですが、それを大幅に延ばすことができるのだろうと思うのですが、まず、この27年から32年を引くと5年延びるわけですが、この5年についての要因はどのように考えられていますか。

○（生活環境）清水主幹

当初計画が平成27年度でしたけれども、それが32年まで延びたことの原因ですが、小樽市の人口の減少、ごみのリサイクルの推進、大きいのは焼却施設が稼働したということがございますので、その辺が総合的に絡み合って、入ってくる量が大幅減っていると感じております。

○高橋委員

昨年も議論しましたけれども、さらに延命を考えているのだと、かさ上げによって現施設の埋めたところの上にさらに積み上げて処理をしたいということで道と協議をしているという、そういう答弁でした。昨年から現在にかけてのこの協議内容についてお知らせください。

○（生活環境）清水主幹

北海道との協議内容でございますけれども、まず廃棄物の埋立てにつきましては、現在も埋め立てながらかさ上げということを考えておりますので、この埋立てに支障がないような形で最大限かさ上げできるような形で埋立計画を考えております。その計画に基づきまして、ごみの滑りに対する安全性ですとか、地下に埋まっている管ですとか、浸出水集水管がかさ上げすることによってもつかですとか、地下に埋まっている遮水シートが劣化しても大丈夫か、雨水集排水施設や浸出水集排水施設の流下能力がもつか、浸出水量や浸出水の水質、その辺がどうなのかということを検討しております。まだ概略設計ですので、詳しいのはこれからになりますけれども、今の段階では一応おおむね安全基準を満たしているという報告を受けております。

○高橋委員

この検討というのは、恐らく専門家でないとできないと思いますが、コンサルタントかどこかに依頼しているのでしょうか。

○（生活環境）清水主幹

この検討につきましては、昨年度、かさ上げに伴う延命化の検討ということで委託に出しております。

○高橋委員

私が心配するのは、昨年も議論しましたけれども、そもそもかさ上げを考えて設計した施設ではないわけですから、今、おっしゃった防水シートや遮水シートにしても、本当にもつのかなというのが正直な感想です。これは専門家によつての検証を経なければ何とも言えませんが、素人考えでもどうなのかと。要するに、今まで何メートルか、10メートルか15メートルか埋めていたのでしょう。さらにその上にかさ上げをするわけですから、相当な荷重もかかりますし、ごみの滑り、土の滑りというのも、当然専門的な考え方で検討してもらわなければならないと思っています。これはいつまでに答えが出るのか、その答えによってさらに今埋めているところのかさ上げを先にやっていくというお話でしたから、そういう考えをいつ出されるのか、それをお答えいただきたいと思います。

○（生活環境）清水主幹

正式な発表となりますと、まず町会との協定が平成27年度までになっていますので、先日この協定についての協議の申入れをしておりますので、その辺を一番にクリアしなければならないと考えております。

その後、町会等が延命について同意していただけるのであれば、埋立期間が31年か32年ぐらいいまでもつという予想をしていますので、それに合わせる形でこれから道と詳細について詰めていきたいと考えてございます。

○高橋委員

そこで確認したいのは、現在の計算でかさ上げをしない状況で平成32年までもつということでしたので、ではかさ上げをした場合にどの程度の埋立計画量を考えているのか、それによって年平均で割り返すとさらに何年延命できるのかというのは試算していますか。

○（生活環境）清水主幹

今のところ、約30万立方メートルほど現在の処分場にかさ上げできればと考えております。これからいくと大体10年ぐらいい延命できますので、平成40年か41年ぐらいいまではもつのかと考えております。

○高橋委員

先ほど言った技術的な検討課題については、また別な機会にその資料等を出していただいたときに議論したいと思いますけれども、気になるのは先ほど話のあった町会との協議です。そもそも平成27年度まで何とか協力してくださいという話だったと思いますが、さらにそれが40年度までになると、もうかなりの年数で、極端に言えば倍になるようなことになるわけです。その町会の方々が納得できる説明とといいますか、具体的な交渉をこれからはしなければならないのでしょうか、その点についてはどのように考えているのか伺いたいと思います。

○（生活環境）清水主幹

町会とはいろいろ顔を合わせる機会がございますので、それとなく延命について考えているという話を役員にはさせていただいております。その中の話ですが、現処分場内で少しでも長持ちさせられるのであれば、いいのではないかなという話は聞いておりますので、今後、延命に向けて詳細な打合せをさせていただきたいと思っていますけれども、ある程度の了解は得られるのかというふうには考えてございます。

○高橋委員

これについてはまた経過報告等をいただきたいと思いますが、その件を除けば、単純に最終処分場が延命できるというのは私はいいいことだと思っています。ただ、周りへの影響はできるだけ少ないように、若しくは影響があまりないようにしていただきたいというのが率直な感想です。

次期処分場についても議論したいと思ったのですが、もう時間がないようですので次回に回しますけれども、最後に伺いたいのは、今、延命が主流になっていますので、次期最終処分場の考え方というのは結構後退してしまったのかなと思うのですが、数年前に予定地でボーリング調査をしておりました。地下水位の位置が高いとか、その土地の支持層というか、地盤の耐力といいますか、そういうことも検討課題だということでありましたが、次期処分場についての今後の考え方をどういうふうに押さえているのか、最後にそれを伺って質問を終わりたいと思います。

○（生活環境）清水主幹

次期処分場につきましては、やはり現処分場の近隣がベターなのかというふうに考えておまして、それで平成24年度にボーリング調査をやらせていただきましたが、土質もあまりよくない、地下水位も高いということで、少し懸念されることはあるのですが、詳細については再度さらなる調査をしなければならないと考えております。今のところ、土質についても、地下水についても、ある程度クリアできるような形で予定候補地につくればとは考えておりますが、これにつきましても、町会等との協議が出てきますので、まだあくまで案ということで考えているという段階でございます。

○委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時42分

再開 午後 2 時57分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

○山口委員

◎まちづくりの将来展望について

質問時間が20分ということで、ちょっと短いのですが、私が議員になってからずっと同じような議論をやっているわけですが、とにかく本市のまちづくりと将来展望については、どういうふうにこのまちを展望して、行政も含めて、自治体の運用をしていくのかということです。それがどんどん窮屈になっていって、行政の皆さんは御苦勞をされていて、特に、財政当局と、もう一つは民生費にかかわる仕事をされている皆さんは大変現場で苦勞をされています。予算のニーズがたくさんあるのに、財政の事情から、やるべき施策がなかなかできない中で、少ない予算の中で実効性を上げていくという努力をなされていることと思います。そういう意味で私は、それについては評価を申し上げているところです。

このまちの状況については、いろいろな統計指標を出していただいているので、それをずっと注視して見ているわけですが、久しぶりに今年見てみました。

一番気になったのが、特に商業都市と言われて久しいわけですが、このまちは観光も持っているわけです。年間商品販売額の中でも卸・小売というのがあり、特に大規模小売店舗立地法の緩和以来、大手が入ってきて、経済構造がある意味では小樽の消費者ニーズをつかまれて、結局、地場の小さな零細の小売業者がもうほとんどおやめになっていて、後継者不足や成績不振でおやめになっていく状況になっているわけです。

ただ、データでは大規模小売店舗も含めて入っているわけです。これを見ますと、過去のデータは別にして、直近の平成19年から24年の数字が出ていますが、例えば年間商品販売額で、卸売業が19年には約1,519億3,000万円あったわけです。それが24年になりますと、約978億4,000万円に激減しています。卸売業は、かつては小売業よりも大きな数字だったわけです。それは先ほど申し上げたように、経済の構造がそれに適応した構造だったということです。それが激減したということです。小売について言いますと、19年は約1,410億3,000万円、平成24年、これは震災の1年後ですが、約1,166億4,000万円です。これを両方合わせたら平成24年は2,144億8,000万円になりますので、27パーセント減です。

私が議員にならせていただいて、統計書を最初に読ませていただいたときには、卸売業と小売業を合わせて4,000億円ぐらいあったのです。今はそれが半減しているのです。10年ごとのデータで見てきたのですけれども、大体25パーセントぐらいの落ち込みをずっと続けているのです。ちょっと落ち込み方がひどいなという印象です。これはなぜかという分析をいろいろやったのですが、例えば経済指標を見ますと、大体人口減の倍ぐらい落ちています。

例を挙げましょうか。平成21年の人口は13万5,168人、25年は12万7,793人です。これは5.5パーセントの減しかありません。この間で、先ほどの19年から24年の5年で見ると、販売額は27パーセント減っているわけです。なぜそういうギャップになるのかということです。例えば、この間の所得を見る場合には、私は市民税所得区分別所得金

額を見るのですが、21年度は1,364億2,339万1,000円、25年が1,213億1,307万9,000円という細かい数字まで出していただいております。この所得も5年で大体11パーセントぐらい減っているのです。人口減に比して倍減っているということです。各10年で私は見ましたが、大体2割は減っているのです。人口減は大体10年で1割ぐらいですが、みんな2割ぐらい減っているのです。

今回初めて注目したのが労働力人口です。この労働力人口がどういうふうに移しているかというと、17年は6万7,415人です。これは22年までしか出ていませんから、5年間の数字をとりますと22年は6万16人で11パーセントぐらいまで減っているわけです。やはり景気に左右されて数字が変わっているのかなというのが普通ですが、所得も売上げもそうですけれども、どうもそうはなっていないぞというふうに思うのです。これは何なのかなというふうに考えるのですが、それをお聞きしても、まあ、たぶん私と同じようなことかなと思いますので、私が分析した感想を申し上げますと、基本的に一番大きな要素は何かというと、景気に左右されているということではなくて、例えば小泉さんが政権を担っていらっしゃったときで、戦後最長の好景気と言われた時期にも下がっているわけですから、どうしてなのかということなのです。公共事業がなかったのかということを考えても、今は、あまり公共事業によって地方で景気がどうのこうのはないですね。

結局、高齢化なのだと私は思うのです。その間、高齢人口はどんどん増えているのです。高齢者はといいますと、例えば銀行の預金高ですが、統計書で出しているのは、市民資産としては普通銀行と信用金庫のいわゆる貯蓄で、いろいろな預金の形があります。普通預金、定期預金、当座預金などがありますが、一番大きいのは普通預金と定期預金です。他の金融資産は別にして、これには株や国債というのは入っていませんから、これがどういうふうに移しているか、同じ年度でいきますと、平成21年の預貯金が、普通銀行と信用金庫を合わせて4,324億1,300万円です。これが25年には、4,578億100万円になっています。ここは増えているのです。これはなぜかと思ったら、団塊の世代がリタイアしたからです。この数字は団塊が、定年が60歳のところも65歳のところもいろいろありますけれども、退職金をいただいてそれを普通預金に入れたり、定期預金に積まれたりすると。ある人は株を買われたり、ドル建てで預金をされたり、オーストラリアドルで預金される場合もありますが、そういうのは入っていませんけれども、いずれにしても金融資産は貯まっているのです。これは日本国中ずっと、そこは貯まっているのです。それが1,400兆円と言われる国内のいわゆる個人の資産なのです。それが消費には回っていかないという傾向が出ているのです。

では、どうしたらいいかということです。資産課税をして、そういうものを若い人に振り向けるにはどうしたらいいのか。それが簡単にできるのであれば、やればいいのです、これは国の問題ですが。こういう問題というのは、自治体レベルでどういう解決をするのかとなったときに、すごく難問です。たぶんできないと思います、こんなのは。さらに行政ニーズが高まっていくわけですが、高齢化率がどんどん上がって行って、高齢人口が増えていくわけですから。そうすると、民生費が4割ありますが、それがどんどん上がっていくわけですが、それをどうやって賄うのか。今、財政力指数というのがありますが、もう5割はとっくに切っていますね、ここは。それが4割を切っていく、これを放っておいたらそうなりますよ。交付税で見てもらえた分はよかったのです。24年度までは、まだ交付税が積み上がっていましたから、臨時財政対策債も含めて。これを国はどんどん切っていきますよ、これからは。今、借金をしまくっていますから、国債の信用が落ちて大変なことになります。どうやって自治体運営するのかという時代に入ってくるのです。ニーズは増える、金はない、どうするのだということです。これは暗い話です。

私が議員になってからずっと申し上げてきたのは、都市戦略の話です。もうこのまちは観光で食うしかない。企業誘致などを頑張っていって、例えば製造品の出荷額を見ると、ここ10年で下がっておりません。これは既存の事業者が頑張って売上げを伸ばしていただいている分も若干はありますが、残念ながら、菓子製造業にしても何にしても、外からは入ってきていただいているが、身内は廃業されていっているという状況です。産業政策

がきいていないのではないかと、一方で反省をしないといけないと思いますが、なかなかうまくいっていないのです。銭函に企業誘致がなされて、その分が製造品の出荷額にはね返って何とか数字を保っている状態で、増えてはいないのです。

どうしたらいいかというと、外からの消費人口を小樽で増やす、これは観光です。直接消費と間接消費をやってもらえばいいのです。ブランド力を生かして外に売っていくということと、地場で物を買っていただくということです。だから観光には、力を入れていただいて一生懸命やっていると。

ただ、問題は、小樽の観光が始まって新たな要素が加わったのはイベントばかりで、資源を生かし切っていないということです。ようやく今そういう端緒についた都市になりましたね。運河と堺町です。運河もある意味では札幌寄りの、まあ半分以下で、運河で言えば3分の1の部分が観光で受けている。そういう観光でずっと来たわけです。土産物のトップは、ガラスからお菓子に変わったと、単価の低いものに変わったわけです。そういうふうになっていっているだけなのです。

私は、とにかく港湾だと申し上げて、本会議でも申し上げましたが、ようやく港湾の将来ビジョン懇談会をつくっていただいて、港湾の将来について考え直そうではないかと。ただ物流だけではないのじゃないかということ、第3号ふ頭の機能などについても議論させていただいたわけです。それで、ある意味では都市機能を入れていこうということです。やっと港湾計画の改訂が始まって、ここ5年、10年という単位であそこは変わっていくでしょう。今、課題なのは、先ほど道の駅の話も出ましたけれども、第3号ふ頭の基部をこれからどういうふうに活用していくのか。あそこが変われば大分変わると思います。

もう一つは、旧国鉄手宮線です。これは財政が苦しい中で買い取っていただきました。歴史資源というのは、これから生かさなければならぬわけです。整備は来年終わります。ただし、沿線には目ぼしいものが何もないのです。だから、都市の戦略として、どのように沿線に魅力をつくっていくかということのをこれから具体的に議論していかなければならないのです。

もう一つは、観光基本計画で六つの拠点をつくりましたが、私は三つが先だと思っていまして、三つを議論させていただいているのです。あとは天狗山です。それもようやく中央バスが重い腰を上げてくださり、自前で計画をつくっていただいたわけです。今後は、小樽市がどう協力するか、「小樽の森」構想が出たわけですから、どういうふうに小樽市として対応するのか、あるいはどういう資源として位置づけて資本投下するのかということだと思います。中央バスがお出しになったわけですから、今後は小樽市が、私たちはこういうふうに対応しますということを出していかなければならないわけです。私はこれが、困っている地方都市がとることのできる、残された唯一の戦略ではないかと思うのです。

もう一つは、外国人観光客です、お金を落とす量が違いますから。これは増えているのです。宿泊していただいている方も増えています。国内客が減っている中で、健闘しているのです。今は国内客も若干持ち直していますけれども。やはりそういう外部から消費していただいている方、幾つかターゲットを絞ってそういう方に消費をしていただく戦略を本当に立てないと、小樽の観光というのは、ある意味では降って湧いたような観光のままずっと来ているわけですから、一定の戦略をきちんと立ててやらないと、行政ももたない。都市運営というか、都市経営というのは成り立っていないということなのです。本当にそれを直視しないと、バンザイするのではないかと思いますよ、本当に。

これは、単に小樽だけが直面している問題ではないのです。東京には若い人がたくさんいると皆さん思っているかも知れませんが、東京も若年人口が減っているのです。物すごく高齢化が始まっているのです。これはなぜかというと、私たちの世代は、中学校を卒業してみんな東京などの大都市に集団就職したわけです、我々の年齢より少し前の人からかもしれませんが。今はその人方がみんな高齢化しているわけですから、高齢人口に入っているわけです。そういう人は、田舎に帰って百姓をしろといったってやらないわけで、都市にとどまっているので

す。

だから、結局、日本の国としては、若年の労働者、これは若い人に子供を産めといったってすぐ労働人口になるわけではないですから、一番手取り早いのは、家庭にいる方に働いてもらう、そういう場所をつくることです。現役で所得があれば消費もしますが、高齢者はもう消費をしないのです。ますます金持ちになっているのですよ、金融資産を持っているから、配当益があるし。極端な話をしているようですが、実態はそういうことだと思います。

次に、カジノです。小樽市は、そういう中で将来をカジノにかけていいのかということです。本当にもうかるかどうかわかりません。私が心配しているのは、カジノの中は安全に決まっています、ただ、江原道ではカジノの中でも自殺者が出ていますけれども、問題は周辺に与える影響です。一つは、都市のイメージは決定的に悪くなります。これはまだどんな設計をされているかわかりませんからわかりませんが、国内客を入れるというふうに絶対なるのです、地方カジノは。そうでないと、成立しないから。もう一つは、マネーロンダリングに使われているわけです、カジノというのは。それはまずいからやめさせましょうと。それを防止するようなシステムをつくって入れましょうとやったら、今度はカジノが成立しないです、もうからないから。VIPルームで稼がないとカジノなんてやっていけないのです。旅費も出して、ホテル代も出して、女性まで呼ぶのです。それで、どんどんすってもらいます。ただし、その人も利益があるのです、すっても。きれいな金になりますから。だから、中国の官僚は、賄賂をマネーロンダリングをして、きれいなお金にするためにマカオにせつせと通うのです。そういうことを小樽でやらせるということです。そういうふうにしないと、カジノは成立しないのです。これは誰に聞いてもそうだし、どんな調査を見てもそういうことです。

もし、私が自治体の首長ならこう言います。日本にはパチンコがあるではないかと。私が2008年に質問したときには、データとしては売上げが28兆円でした。実際にそうだったのです。今は、19兆円台に戻っていますけれども、19兆6,000億円くらいかな。これは世界最大のギャンブル産業です。マカオで4兆5,000億円ぐらいではないですか、ラスベガスを抜いたと言われてはいますけれども。アメリカ全土でも10兆円と言われてはいるのです。パチンコ屋の機器などの関連を入れたら、これは大きいですよ、30兆円ぐらいあるでしょう。これに自治体が課税できるように特例法をつくってもらってくださいよ。これで自治体だって潤います。納付金をいただければいいじゃないですか、入場料を取れとは言いませんが、そのようにすればいいのではないですか。自治体にとってはよほどましですよ、もうあるのですから。実際に消費されているわけですし、まして自治体はそういうことを言えるのです。なぜかといったら、ギャンブル依存症に対する対応というのは、それこそ民生部局で対応されています。家庭崩壊もあるでしょうし、そこから生活保護にいつてしまう人だっています。ましてや保護費が一部、パチンコ屋で消費されたりする場合だっていっぱいありますから。だから、社会的なコストを誰が払っているかといったら、我々が払っているわけです。だから、言えるのです。なぜそういうことを自治体から提案しないのか。カジノなんかを解禁するのだったら、パチンコを風営法ではなしに、きちんと特別法をつくって管理してください、自治体の財源にしてくださいと、何で言わないのかということです。ましてや、もうかるかどうかともわからないし、どんな被害をこうむって、社会的コストを払わされるかわからないようなものを、もろ手を挙げて誘致しようなんていうことは、私は普通の神経じゃないとずっと思っているわけです。

もう一つ、本会議でも言わせていただいているように、せっかく我々市民と行政が仲よくなったのですよ、昔はけんかしたのですから。そうでしょう。この小樽のまちづくりを本当にみんなが誇りを持てるようにやってきたのではないですか、ボランティアにも来ていただいて。雪あかりの路の話もしましたけれども。そういうまちの特質、せっかく育ててきた特質を結局壊すことになるのです。裏切ることになるのです。

私は、2008年のときに行政の課長クラス以上の人といろいろ話をしましたけれども、皆さんがおっしゃったのは、山口さん大丈夫だ、あんなもの来たってどうしようもないし、来るわけないからって、みんなおっしゃっていました。私は今でもそうやって思っていますけど。北海道自身にそういうものができるということには反対です、私は。

北海道のイメージが壊れるから。せっかくいいイメージを持って、ある意味では桃源郷みたいに思ってここへいらっしゃるのです。質のいい客に来ていただいているの。そういう質の観光を求めて、それを完成させる。先ほど言ったような施策はまだ残っていますから。その王道を踏み外してはならないと思います。

私は、小樽のまちづくりで三つ目の失敗になると思います。

1 回目は運河保存です。6 車線でまちと海を分断してしまいましたが、これは決定的にだめだったと思います。堺町でようやく、北一硝子のおかげだと思いますけれども、あそこに駐車場が設けられて、一気に観光が爆発したのです。本来、我々が想定をしていた小樽観光の一番のキーになる場所はどこかというところ、色内通りだったのです。この色内通りが出店されてもすぐ閉店されるような、経済的価値のないところになってしまったのです。最も経済価値が上がるところが上がらなかったということです。これは大失敗だと思います。道路は港側に持っていくべきだったと思います、あそこを 4 車線にして。これはできなかった。経済的な論理でいろいろ行政の方々とその当時やりました。どちらがもうかるか考えてみようと思ったのです。だから、経済界はよく考えたら残したほうがもうかるからというので、翻意をされて、残すほうに回られたのです。私はその経緯はわかりますし、私がそういう話を申し上げて変えていただいたわけですから。これは決定的だったと思うのです。だから、議会で議論しているのは、今の 6 車線を 4 車線にできるように交通量減らせばいいのではないかと。緑地緩衝帯を設けて環境整備をもう一回やり直せばいいのではないかと。そうしたら、運河沿いもある程度の再利用が始まるかもしれません。そこをやれば、旧国鉄手宮線や色内通りにも波及する可能性はあると、こういうふうに言っているわけです。これは毛無山にトンネルを掘って、赤井川とつないで倶知安、ニセコエリアも含めて観光圏にするということと、もう一つは産業幹線が向こうに振られれば交通量が減るわけですから、そういうことも可能になるというふうに議会で申し上げているのです。

もう一つの失敗は何かといたら、マイカルです。だから、大きな失敗をもう 2 回やっていると私は言っているのです。3 度目の正直という言葉がありますけれども、今度は失敗できないですよ。カジノで失敗したら、このまちはもう完璧に沈みます。なぜかといたら、既存の観光にダメージを与えるからです。今まで築かれてきた観光が決定的なダメージを受けるということです。運河とカジノのまち小樽ということはあり得ないです。そういう意味で、私は、カジノは絶対に誘致してはだめだと。誘致で手を挙げることさえ、それが全国に知れ渡ったら、小樽のまちは一体何をやっているのかと言われるのではないかと、そういうふうに思います。

今日は、これまで一つも質問はいたしておりませんが、何か質問をしたかったですけれども、一応私の考え方を申し述べさせていただきました。私は第 4 回定例会で代表質問をする予定です。また、予算特別委員会の機会もあります。それが最後になりますので、第 4 回定例会では、もう一回、きちんと詳しく私の考えている都市戦略についての話をさせていただき、質問をさせていただきたいと思いますので、今日はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○安斎委員

◎観光の経済波及効果調査について

山口委員から観光のお話がありましたが、私は今の運河ができた翌年ぐらいに生まれているため、あまり過去のこととはわからないので、現在の課題等について質問させていただきたいと思っております。

今後、観光計画も新たにすることということで、では一体、現在の小樽観光の経済波及効果がどれぐらいあるのかというところがすごく気になっております。今年の初めに経済センターであったセミナー、勉強会に参加させていただいたときに、北海道から大変わかりやすい観光の経済効果についての資料を見せていただきました。雇用が何人

で、どれぐらいの経済波及効果があって、これぐらい北海道にとっては観光が重要なのだというのが一目でわかるものでございまして、今、小樽市としても観光都市宣言をして、観光で食べています。山口委員がおっしゃったように、やはり観光を基幹産業としてやっていかなければ産業としても成り立たないだろうと思っておりませんが、こういったことを行政として進めていても、小樽市民の中には自分たちには観光は関係ない、観光客が来ても何もメリットがないという声を上げる方々がいらっしゃいます。ただ、そうではなくて、やはり観光として売上げがあり、所得が上があれば、その分自分たちのまちが豊かになり、ほかの行政サービスにも使える、そういう意識を持つてもらうことが必要なかなと思っておりまうので、まずここで質問させていただきますが、経済波及効果調査のこれまでの経過について、実施状況を聞かせていただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

本市の観光客の波及効果でございますけれども、直近といたしまして少し前になりますが、平成15年と16年の2か年にわたって調査をしております。その前になりますと、12年に調査をしているところでございます。

○安斎委員

先ほど山口委員からも話がありましたが、10年以上たつてかなり経済の構造が変わってきている中で、さらに今クルーズ客船が、かなり港湾室に頑張っていただいて、豪華客船が来て、かなりの外国人観光客が来ている中では、過去の調査内容とはかなり変わってくるのだろうと思っております。私としてはぜひ観光調査、最近の状態を調べていただきたいと思っておりますが、お金がないということもありますので、調査した当時、予算がどれぐらいかかっていたかをお聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

平成12年に実施いたしました調査では393万7,500円、15年と16年、2か年にわたって行いました調査では2か年合わせての金額ですが、1,256万4,300円になっております。いずれも北海道からの補助金を活用して調査を実施しております。

○安斎委員

その補助金というのは、1,000万何ぼと300万何ぼの中に入っているのか、それとも補助金を差し引いて市の単費でその金額がかかっているのか御説明いただけますか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

2回の調査、いずれも全額北海道からの補助金を活用して実施しております。

○安斎委員

また補助金がどうなるかわからないのですが、300万ぐらいの予算であれば、何とか頑張つて出せるのではないかと私は思うのですけれども、観光振興室として、こういった調査が必要だと思っているのかどうかをお聞かせいただきたいと思ひます。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

こういった経済の波及調査、実は昨年度、観光客動態調査ということで観光客にアンケート形式で聞き取る調査をしております。これは使った金額や訪問のエリア等を聞いているものでして、昨年度実施しまして今年度の冬までにはその統計を出したいと思ひているのですが、この経済波及までいきますと、先ほど金額を示しましたように、かなりの金額がかかるということで、私ども観光振興室としても必要性という意味では当然認めてございしますが、今後内部でも補助金又はその財源についてもう少し考えていきたいと思ひております。

○安斎委員

来年は選挙がありますので、来年の予算にすぐつけてもらおうという要望はできないと思ひますが、ぜひ担当部局で、こういった調査の必要性があるということであれば、補助金なりを切り詰めてどこから持ってくるというのでもいいのですけれども、ぜひそういったしっかりとした調査をして、次の将来的な小樽のビジョンを示してい

ただきたいと思っておりますので、ぜひよろしく御検討をお願いいたします。

◎小樽クルーズ・ウェルカム・フェスタについて

観光にかかわることで、クルーズ客船に関して質問させていただきます。

6 月 7 日、ダイヤモンド・プリンセスが小樽の勝納ふ頭に入港しまして、今回初めて埠頭周辺でフェスタということでもてなしのイベントが開催されました。私もイベントの手伝いをいたしましたが、これまでと違ってすごく賑わいがありまして、帰りの際にも、見送りの旗を、今までは小さな旗をちょこちょこ振っていたものが、その来場された客ですごく賑わいがあったと思っております。これは港湾室を含め、OBMも事務局として頑張っていたのおかげかと思ってお変評価させていただいております。

まず、ダイヤモンド・プリンセスの入港の際にどれぐらいの来場者があって、どれぐらい港湾室として予想していたものができたのかという感想をお聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）港湾室主幹

ただいま御質問にございました、6 月 7 日、勝納ふ頭で実施した小樽クルーズ・ウェルカム・フェスタの際の来場客数についてですが、これは当日我々がカウントしていたわけではございませんので、正確な数字はつかんでおりません。把握できた範囲でございますが、乗船客が約2,100人、船の乗組員に加えて、当日我々が用意いたしました駐車場の利用台数が1,400台ほどありました。そのほか徒歩で勝納ふ頭に来場された方も、かなりの数がいたようです。このほか、当日イベントでバンド演奏を行ったのですが、このバンドグループも含めまして、フェスタの直接の関係者が約300人ということで、これらを加味いたしますと、少なくとも数千人規模の人出があったということで考えております。

また、これに対する手前どもの評価といたしましては、いろいろな御意見をいただいておりますが、まず市民など一般の来場客からは、今回、埠頭でこのようなイベントがあるということで、初めてクルーズ客船を見に来られた方もかなりいらっしゃったということで、巨大なダイヤモンド・プリンセスを間近で見ることができて大変喜んでいただいております。また、船舶側や乗船客の声といたしましては、初寄港の小樽で非常に大規模な歓迎のイベントを行ってくれたということで、大変好評だったと聞いております。

出店業者の声といたしましては、市内業者、特にあんかけ焼きそばなど飲食店の出店については、早い時間帯に完売する店が多かったと。このほか、今回初めて余市町や仁木町、積丹町、古平町といった北後志の観光協会に参加いただいたのですが、物産品の売れ行きばかりではなくて、地元の観光PRもできたということで非常に喜んでいただいているところでございます。

○安斎委員

私は準備も手伝わせていただいたのですが、港湾室の方は午前4時半から準備をされていたようです。私は7時半か8時ぐらいに到着して準備をしたのですが、入港したのが7時ぐらいで、その後、着岸して9時ぐらいには乗船客が結構おりられて、まちに流れていった風景を設営しながら見ていました。今回のイベントで歓迎式が11時で、それに合わせてのオープニングイベントということで、10時半とか11時ぐらいになってもまだまだ準備ができていない状態で、せっかくおもてなしだということでやっても、乗船客が歩いて流れていくところをただ背中を感じるだけで、私たちはテントを設営していたりということで、何もおもてなしができなかったということがありました。入港時間などは船なので変わると思うのですが、もっと早い段階で準備をして、乗船客がおりてくる時間にはきちんと準備しておもてなしができるような体制にさせていただいたほうがいいのかなと思うのですが、それについて御意見お聞かせください。

○（産業港湾）港湾室主幹

今回のイベントでのセッティングなどの開始時間が、もう少し早いほうがよかったのではという御質問かと思えます。

まず、今回のダイヤモンド・プリンセスの乗船客につきましては、早い人で8時ぐらいには下船を始めておりまして、我々の想定よりもかなり早かったと。通常ですと、入国審査の手続などにもう少し時間かかりまして、下船時刻がもう少し遅いはずなのですが、今回は非常に順調で、下船のスタートが早かったということが1点ございます。

また、これまで乗船客のために埠頭で物産販売などを行う場合には、乗船客が観光を終えて船に戻るタイミング、その時間帯をターゲットにスケジュールを組んでいたということもございました。いずれにいたしましても、こうした物販や飲食を絡めた大規模な埠頭でのイベントというのは、今回が初めてのトライアルでございましたので、今、頂戴した御意見も含めまして、今後の取組に生かしてまいりたいと考えております。

○安斎委員

もう一点気になったところは、停泊しているその場はすごいおもてなしの感じでとてもいい雰囲気ではあったのですが、一方で、駐車場を出てからのまちなかの雰囲気が、いらっしやいませという看板があるかどうかは別としても、何かクルーズ客船がここにとまっているとか、ここに来てくださいという案内看板が全くなくて、6月17日の運河ロードレースの看板ばかりだったのです。まちを挙げてのせっかくのおもてなしなのに、小樽市民もクルーズ客船がどこに停泊しているのか、勝納ふ頭がどこにあるのかとか、勝納ふ頭までどうやって行ったらいいかが、なかなかわからない状況であったという声をいただきました。昨年、十和田市で行われたB-1グランプリの北海道東北大会の手伝いに行った際には、青森県にもクルーズ客船が寄港しておりまして、その際には、まちなかにこの埠頭にこういう船が泊まっていますという案内が結構至るところにあったのです。みんなでおもてなししようという宣伝があったので、やはり小樽もまちを挙げてのおもてなしをするのであれば、こういった取組を参考にできるのかなと思うのですが、それについてはいかが思いますでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

今、お話のありましたまちなかでのおもてなしという部分ですが、実は昨年から、観光協会を通じて観光協会の会員に、クルーズ客船のお客様歓迎といったステッカーというか、ポップというか、そういうのを店頭若しくはレジにぜひ張ってくださいということでお願いしております。ただ、昨年は数店舗でありましたが、また今年も前回のところで数店は増えているとも聞いておりますので、再度観光協会を通じてそういった店舗でのおもてなしのステッカーの提示を依頼していきたいと考えております。

また、今年度は、クルーズ客船の入港に合わせて、全てのクルーズ客船ではないですが、観光協会が指定管理でやっている運河プラザ、そちらでクルーズ客船のお客様を歓迎ということで、前庭あたりを使って物産の販売ということも考えております。また、これも観光協会が行うのですけれども、勝納ふ頭や第3号ふ頭で小樽発、小樽着という、いわゆる定点クルーズ客船につきましては、築港駅と小樽駅、こちらに机1本と歓迎ののぼりを出して、案内人の方をお願いいたしまして場所の案内と市内の聞かれたことの案内、今年度はそういったことをする予定になっております。

○安斎委員

いろいろな工夫をされていくということで、大変ありがたく思います。私としては、もっと大規模にできればいいのかなとは思っているのですが、まずはやってみなければわからないということもありますし、昨年、港湾室でされた今回に至るまでの小規模なおもてなしのイベントがあつての今回の成功だったと思っておりますので、これからはそういったクルーズ客船とか、第3号ふ頭の計画等がありますから、いろいろ創意工夫していただいて、ぜひ小樽に訪れた方々をいろいろと楽しませるような工夫をしていってほしいと考えております。

○エコイベント宣言について

次に、エコイベント宣言について質問をさせていただきたいと思います。

エコイベント宣言というのが、まず、何かということについてですが、今年、大阪府吹田市に研修で行ってま

いりまして、そちらでは民間の団体と行政が一緒になってごみを軽減させるという取組を進めております。平成15年から23年の間で取組を進めまして、ごみの量をかなり減らしているということでございました。これは小樽市でもエコ・アクション・プログラム等をつくって、市民の方に減量の呼びかけだとか、これは環境問題に含めているので、暖房の温度などを含めてやっていらっしゃるのですが、このほかに2005年から家庭ごみの有料化も始めまして、ごみを減量させるために鋭意取り組んでいらっしゃると思うのですけれども、吹田市の取組はさらに一歩進んでいるものでございますので、これについてまず説明をさせていただきたいと思っております。

このエコイベント宣言というのは、行政はこういった資料をただインターネットなどに張って、イベント主催者が印刷して、それに記入していただいて持ってきてもらうという簡易的な手続となっています。これがあると、行政は、エコイベント宣言と書いたのぼりをイベント主催側に渡すというだけなのですが、エコイベント宣言をしたイベントは、何十人ものボランティアにごみ箱を設置しているところに立ってもらい、燃えるごみ、燃やさないごみ、缶、ペットボトルなど、全部の箱を分けて、そこで客のごみをボランティアが仕分けをするのではなく、来た客にしてもらうという取組をしています。そうすることによって、分別の意識を来場者に持っていただくという取組でございます。これはすぐく目からうろこが落ちるようなことでございまして、私たちもイベントなどにいろいろとかかわっているのですが、やはり自分のうちではないということもあるのか、中身の入ったままボランティアに渡したり、見えていないところでは、燃やすごみと燃やさないごみを一緒にして、ぐちゃぐちゃにしたまま帰ってしまう人が多く見られているので、ぜひこの取組をまねていただきたいと思いますと思っております。

質問に入らせていただきますが、小樽市としてもいろいろな取組をやっている中で、まず市内のごみの量がどういうふうになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。家庭ごみ、事業系ごみ、それぞれの過去何年間の数字を示していただきたいと思います。

○（生活環境）廃棄物対策課長

小樽市のごみでございますが、平成17年度に家庭ごみの有料化にあわせて資源物収集の全市拡大を行ってございます。その結果、16年度のごみの量、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源物も加えた家庭系廃棄物全体の合計量でお知らせいたしますと、16年度は4万3,651トンございましたけれども、17年度には3万4,737トン、16年度と比べて20パーセントの減少です。また、直近の24年度は2万8,804トンということで、16年度と比べると34パーセントの減少となっております。

一方、事業系ごみの排出量でございますが、こちらは家庭ごみの有料化とは直接関係ございませんので、16年度2万126トン、17年度は2万220トンで、0.5パーセント増。また、24年度は2万1,092トンということで16年度と比べて4.8パーセント増加してございます。

○安斎委員

事業系ごみというと、いろいろな事業者がそれぞれ出しているものとか、イベントなどでも業者にごみの回収を依頼しているということがあります。家庭ごみについてはわかるのですけれども、事業系ごみについて減少傾向にないということについて、何か要因があればお聞かせいただきたいと思います。

○（生活環境）廃棄物対策課長

事業系ごみがなかなか減らない要因でございますが、一つには観光客が年間約700万人ということで、観光客の皆さんの出すごみは、全て事業系ごみでカウントされております。また、観光客をもてなす経済活動、皆さんにおいしいものをおなかいっぱい食べていただいて、たくさんお土産を買って帰っていただきたいという経済活動が活発に行われているということが挙げられると思います。

もう一つは、札幌圏の食卓を支える食料倉庫などから発生する食品廃棄物、これも昨今の食の安全・安心という考えから、消費される前に廃棄される傾向が大きい、そういったことなどが要因の一つではないかと推測をしているところでございます。

○安斎委員

その要因等が今回の吹田市のエコイベント宣言とつながるかどうかはわからないのですが、小樽もイベントの多いまちでございまして、イベントがあるたびに事業系ごみが出ているということで、私としては、そういった事業系ごみを少しでも減らす方向になればいいかなとは思うのですけれども、そういったイベントに多く市民も観光客もいらっしゃるので、まずは市民意識を上げるために、そういった分別意識を持ってもらうような取組をしていただきたいなと思っております。

これはちょっと写真が小さいので、後ほど資料として渡しますが、こういうふうにごみ箱の前に行って捨てるのですけれども、この取組はごみ箱とは一切言わないで、ごみステーションと言っています。ごみステーションというのは、ごみ箱というとそこにただ捨てようという意識になってしまうのですが、そこで出したごみを回収して分別しているという意識を働かすためでありまして、吹田市のホームページにはいろいろと情報が載っていますので、その取組に倣って直近のイベントなり、近くのごみの清掃活動もただ分別しないでごみを回収してきたりもしますので、そういったところから始めていただけないかなと思っているのですが、御見解をお聞かせください。

○（生活環境）廃棄物対策課長

イベントなどで排出するごみについてですが、市がかかわっているような潮まつりなど、そういった大きなイベントにつきましては、缶、瓶、ペットボトル、あるいはそれ以外のプラスチック、燃やすごみなど、5種類のごみ箱を用意いたしまして、排出者の方に分別して出していただいているものと承知してございます。しかしながら、確かにいろいろなイベントがある中で、来場者の方が分別されないごみ箱については、収集する際に主催者側、あるいは収集業者側で分別していく場合もあるとは認識しておりますが、詳細については現状なかなか把握していないわけでございます。

本日、委員から吹田市の事例を御紹介いただきまして、市民の分別意識やごみの減量化につながるような取組であるということですので、よく勉強させていただいて、今後の参考にさせていただきたいと考えてございます。

○安斎委員

今回、地元の手宮祭りに私たちも仲間でお店を出しました。よし、では分別しようと強気でいろいろなごみ箱を用意したのですが、いっぱい客が来たときには忙しくて、ふと一息ついたら、どのごみ箱にも全部いろいろなごみが入っていて、全く分別できないでいたのです。やはり市がかかわっている大きなイベントだと、イベントの主催者側でそういった取組をされているのですけれども、小さなイベントになると、やはり来場者のモラルなどといった問題もあるのでしょうか、ごちゃごちゃになってしまうので、ぜひ市として音頭をとって、せっかく市としてはエコ・アクション・プログラムをつくってやっていますので、問題を提起していただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎新・市民プール建設について

最後になりますが、新・市民プールについてです。

私は水泳協会にも入って、今も水泳の指導をさせていただいているのですが、今、課題になっているのは、子供たちが高島小学校温水プールに来て、4コースぐらいを使用するのですが、この二、三年で2倍ぐらいに生徒が増えています、最近ではコースがすごく足りない状況です。それでも一般の方がいらっしゃるので、2コースぐらいはあけなければいけないのですが、それでも子供たちがいっぱいになってしまうと、力の差があって、前の子にすぐ追いついてしまったり、前の子が速くて、今度は最後に出た子にすぐ追いついて、全然練習にならない状況になっています。また、市民大会も最近は若干減ってはいるのですけれども、まだ100人以上いまして、その保護者たちも見に来られます。そうすると、もうプールのサイド部分があふれかえってしまいまして、換気も悪いし、すごく苦しい状況になります。そういった環境の悪い中ではありますが、小樽の水泳の力は強いもので、オリンピックの

ジュニア候補になる子がいたりとか、全道からお呼びかかっている子がいたり、又はマスターズで日本記録を持つ高齢者もいるぐらい小樽の水泳力は結構高いのです。その中で、そういった環境が悪いということで、やはり新・市民プールの建設を私は強く望んでおります。今年度から総合計画後期実施計画が始まりまして、プール建設については調査研究を続けていただけるということで載せていただいているのですが、まず現在までの進捗についてお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）生涯スポーツ課長

新・市民プールの建設場所、建設形態、あるいは建設手法、それから当然ランニングコストも含めてですけれども、引き続き検討を続けているというところでございます。

学校適正配置計画の動きといいますか、動向も当然検討しながら、あるいは小樽市全体のいろいろな計画がありますので、そういったものとの整合性ということも考えながら、あるいは学校適正配置の関係で学校の新設ということも今後出てきております。そういう状況を見ながら、経済状況、財政状況も考えながら検討を進めているところでございます。

○安斎委員

そういった市内のさまざまな状況は私も理解しておりますが、他都市の事例を調査研究することが後期計画に入っていますので、そういったところ、では、こういったところを調査研究されているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）生涯スポーツ課長

今、取り組み始めたところですが、建設の手法ということで P P P、パブリック・プライベート・パートナーシップ、新しい官民協力の仕方といったところ、あるいは以前から、もう十数年前から始まった P F I、こういった手法も検討するというところで、実際にやっているところを調べながらということでの、今、取組を始めたところでございます。

○安斎委員

当時からいろいろな手法を検討されていたということは知っておりまして、私もいろいろ関係の方々に聞いてきたのですが、小樽市の場合はよくも悪くも、過疎地の指定がされておりますので、P F I などを使うよりも、過疎債を使ったほうが格段に得だという声をいただいております。ですので、そういった手法を勉強するのは大変なことだとは思いますが、そうではなくて、今こういった学校の新築、総合体育館の耐震化など、さまざまな公共施設の耐震化も含めて、では全国の中でどこがそういった課題をクリアして、新たな公共施設をつくれたのか、スポーツ施設をつくれたのかというところを調査して、旅費を使っただいて結構ですので、そこにぜひ視察に行っていたいただきたいと思いますので、いかがでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

さまざまなところで成功例というのがあろうかと思います。それについては当然調査していくことは必要なことと認識しておりますが、予算の関係等もございますので、実際に視察に行けるかどうかというのは少し難しい面もあろうかと思いますけれども、今の時代はホームページなどでも調査することも可能ですし、できる限り調査を進めていきたいとは考えてございます。

○安斎委員

インターネットで調べられることは私も重々知っておりますし、私たちもインターネットで調べて質問を考えたり、現地に行くべきか行かないべきかを判断することもあるのですが、いろいろなところに行けるような予算がどこかに 1 万円でも 2 万円でもあるはずなので、ぜひ行っていただきたいと思いますので、いかがでしょうか。行けないですか。わかりました。そうであれば、私たち議員には政務活動費がありますので、どこの事例が一番小樽にマッチするのかといったところを教えていただいて、私は自費でもいいので見に行きたいと思っておりますので、

そういったところを後ほどでもいいので教えていただきたいと思います。

新・市民プールについては、これまでは高齢者の健康増進などという目的で建てるということが多く言われていた時代もあるのですが、やはりこれからは若い人たちがスポーツ振興の部分で全国大会とかオリンピックなどでもそうですが、水泳選手がかなり活躍していることもあって、プールをやりたいという子供たちがかなり多くなってきていますので、そういった観点も含めて、ぜひ前向きに、いま一歩進んで調査研究を進めていただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

委員がおっしゃるように、高齢者の健康増進ということも確かに大事な視点としてございます。また、選手の育成といいますか、競技の部分の強化ということもプールにとっての重要な要素の一つと考えております。また、子供たちの体力の低下という問題も実態として出てきている中で、子供たちの体力向上に向けた取組というものも視点の一つに入ってくると思います。そういったさまざまな視点を十分認識しながら、引き続き検討を進めていきたいと考えてございます。

○安斎委員

ぜひよろしく願いいたします。

◎道の駅設置に向けた検討について

道の駅について、高橋委員から質問していただいて、私も当選当初から道の駅についての質問をしていました。再び検討していただけるということですので、これは要望ですけれども、一時は小樽としては向いていないのではないかという話でとまっていたかと思うのですが、市民や観光客の方から、道の駅については私もよく求められておりまして、小樽らしい何かそういった道の駅に近いものとか、そういった形でもよろしいので、いろいろな検討を進めていただきたいということで、これは要望なのでこれで終わりますけれども、ぜひお願いしたいと思います。

予定していた街路灯については、建設常任委員会ですでにさせていただきます。

○委員長

一新小樽の質疑を終結し、共産党に移します。

○川畑委員

私は、代表質問で解明されなかったことを中心に質問していきます。質問が重なった場合は、どうぞ勘弁していただきたいと思います。

◎街路灯に関する助成制度のあり方について

代表質問の中で私は、街路灯をＬＥＤ化することによってランニングコストが大幅に削減されるだろうと。それで、ランニングコストが低ければ、街路灯維持費補助金や助成額も低くなって、結果的に市の財政に貢献するのではないかと。だから、思い切った投資をすべきだという質問をしたわけですが、その中で市長から答弁いただいたのは、ＬＥＤへの切替えによって電気料金が約70パーセント削減されると。ただ、思い切った投資をすべきだということについては、厳しい財政の中で難しいものと考えているということでした。ただ、今後、街路灯に関する助成制度のあり方については財源も含めて検討していきますという回答をいただいたわけですが、そこで質問したいのですけれども、街路灯に関する助成制度のあり方について、どのようなことが検討されることになるのか、聞かせていただきたいと思います。

○（建設）庶務課長

街路灯に関する助成制度のあり方については、これまでも答弁させていただいておりますけれども、具体的な検討はこれからでございます。予算額の増額や限度額引上げ、補助率を上げるとか、またリースということもござい

ましたが、いろいろなことがありますので、それらも含めまして、これから検討するという考えでございます。

○川畑委員

具体的なことはなかなか答えにくいのだと思うのですが、私が考えるところでは、設置費の補助金や電灯料の維持費の補助率の引上げなども考えられるのだと思うのです。

それで、街路灯の一時補助金の助成率は今60.4パーセントと伺っているのですが、この助成率の変化について、ピーク時からどのようになってきたのか、聞かせてください。

○（建設）庶務課長

ピークは平成14年の73.8パーセントになってございまして、その後、市の財政状況の悪化ということで18年には62.9パーセント、その後59.9パーセントというのもありましたが、おおむね60パーセントで今日まで来ているという状態でございます。

○川畑委員

その下げられた理由については、何かつかまえていますか。

○（建設）庶務課長

先ほども申し上げましたとおり、財政状況の悪化ということで、街路防犯灯組合連合会と協議をいたしまして、そのような率を下げたということになってございます。

○川畑委員

もう一つお聞きしたいのですが、道内の主な都市の助成率の状況について、把握されていれば聞かせてください。

○（建設）庶務課長

維持費の助成率で答弁させていただきますけれども、まず苫小牧市が100パーセントになってございます。

釧路市、函館市が80パーセント、旭川市50パーセント、札幌市60パーセント等となっております。

○川畑委員

道新の報道では、室蘭市が小樽市よりも高いように書いていたと思うのですが、今のところ報告があった中では、釧路市、函館市、苫小牧市が小樽市よりも補助率は高いようです。

もう一つ聞きたいのは、各町会から平成26年度の街路灯設置費補助金の申請額について、灯具の種類別に灯数と金額及びその支柱数と金額を開かせていただきたいと思います。

○（建設）庶務課長

緊急分を除きまして平成26年度の通常4月、5月で受けた分の申請の内訳でございます。水銀灯が1灯ございまして、これが17万9,928円となっております。無電極式は103灯の申請がございまして、工事費が521万1,024円です。LEDが525灯の申請がございまして、1,940万2,786円です。そのほか支柱の申請もございまして、9本で、こちらが119万5,920円になってございます。

○川畑委員

今、聞かせていただいた金額でいくと、LEDが圧倒的に多いということで、これを割り算してみますと1灯当たり約3万7,000円になります。水銀灯や無電極式よりも安い状況にあると、一つ認識させていただきました。

もう一つ聞かせていただきたいのは、平成25年度の使用電気料の総額が幾らになるのか、聞かせていただけますか。

○（建設）庶務課長

平成25年度の使用電気料総額でございますが、街路防犯灯組合連合会の会計年度が24年9月から25年8月までになっていますので、これに基づきまして、この期間の使った電気料の総額ということで8,260万円になってございます。

○川畑委員

そのうち市の維持費の助成金が幾らになるのか聞かせていただけますか。

○（建設）庶務課長

平成26年度に交付いたしました助成金は、4,988万円になってございます。

○川畑委員

この電気料の総額の関係で、白熱灯や蛍光灯など、灯具の種類別に灯数をつかんでいると思うのですが、その灯数を聞かせていただけますか。

○（建設）庶務課長

4,988万円の中の総灯数が1万4,071灯あり、その内訳でございますが、白熱灯と蛍光灯合わせまして2,372灯でございます。水銀灯が1万229灯でございます。そのほか、ナトリウム灯が503灯、無電極式が491灯、LEDが476灯となっております。

○川畑委員

対象を絞り込む点で、省エネ上、交換対象となる灯具というのはどの部分になりますか。

○（建設）庶務課長

先ほど申し上げました灯具の中で、後半の三つ、ナトリウム灯、無電極式、LED灯は省エネタイプと言われているものです。これを除きますと、白熱灯、蛍光灯、先ほどお話がありました水銀灯を合わせまして1万2,601灯となっております。

○川畑委員

私は、財政確保の問題について代表質問で思い切った投資をすべきだと発言をしたのですが、今回の予算特別委員会では、昨日もいろいろな方法論が出されておりました。今後、その辺は検討する必要があると思うのですが、私が代表質問で取り上げた和泉市では、2年の期間を実施している例などもあるので、その辺もぜひ大いに参考にさせていただきたいと思います。

話が戻りますが、実は手引をいただいているのですけれども、その中の平成25年度のLED灯助成実績を見ると、20から40ワットが5万6,337円、これは1灯当たり平均取付工事費の金額です。そして、10ワットから20ワットが4万836円、10ワット未満が3万70円と書いてありました。ワット数によっては工事費に違いがあると思うのですが、この平均をとると4万2,414円になると思うのです。それで、先ほどの省エネの関係で確認しましたが、白熱灯、蛍光灯、水銀灯の合計が1万2,601灯ですから、それを計算してみると約5億3,446万円という数字が出てきます。先ほど言ったように、もし2年で実施した場合に、これを1年で計算すると、1年間では2億6,720万円くらいという数字が出るのだと思うのです。

先ほど報告いただいた26年度の街路灯設置費補助金の申請で、LEDの場合の1灯当たり約3万7,000円という計算でいきますと、25年度の先ほど言った5億3,446万円よりも低い数字、3万7,000円ですから、1万2,601灯で4億6,624万円という数字になるのです。そうすると、2年でも財政上可能ではないのかと私は思うのです。ですから、そういう意味で町会が街路灯のLED化を進めて、それに対して補助金を出すやり方は町会の負担が拡大するだけなので、町会を援助することにはならないだろうと思うわけです。

それで、私が代表質問で紹介したような東松山市や和泉市のように、市内LED化を担うべきだと思っているわけです。先ほど言った金額からいけば、小樽市でも恒常的な財政難だといいいながら、この5年間を見てみると、不用額を20億円ぐらい出しているわけですから、この程度の年間2億円ちょっとくらいの金については財源を捻出することが可能ではないのかと私は思っているわけです。ですから、市民と語る会で出された町会役員の皆さんの御意見を基にしながら、各党派も取組を願っているわけで、市長答弁でも財源の確保も含めて検討したいと言っているわけですから、近くそういう具体的な検討をぜひ示していただきたいと私は願っているわけです。これは質問ではあ

りませんので、私の要望なので、ぜひこの点について検討の中に入れていただきたいと思います。

◎カジノ誘致について

次の質問に移りますが、同じく代表質問関係で、なかなか納得がいていないところがありましたので、カジノ賭博の誘致について質問したいと思います。本日は市長がおられませんので、それにかわる方にぜひ答えていただけるようお願いしたいと思います。

韓国の視察をしてきているのですが、この視察調査には中松市長のほかに、市の職員ではどなたが参加されたのか、お聞かせいただけますか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

4 月に行いました韓国の I R 視察には、中松市長の随員として私が参加しております。

○川畑委員

それで、結局は主幹に話を聞くことになると思うのですが、外国人専用の済州島とカンウォンランドを視察したということで、同行した職員として、どういう実態だったということをかいつまんで話していただけますか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

視察した内容をかいつまんでということですが、まず済州島は、市長の答弁でもありましたけれども、外国人専用ということで、また実際に入場したのは夜 8 時ぐらいの時間でありましたけれども、遊ばれている方々も大変紳士的だというようなイメージを受けたところであります。また、セキュリティでいうと 24 時間体制で 3 名で会場内どこにも死角がないようなカメラ配置ということもお聞きしております。実際に説明を受けたのは、中国の方が一番多く、8 割から 9 割とほとんどが中国人で、残りが日本人であると、そういう中で済州島には現在八つのカジノ施設があるのですが、主に中国からの客を対象にしているという話を伺いました。

江原道には宿泊地のソウルから車で 3 時間かかるということでもありますので、実際にそこに着いたのは昼少し前で、そこを出たのが 4 時ぐらいですから、江原道での滞在は大体 4 時間から 5 時間という中で、市長の答弁にもありましたように、まず中毒ケアセンターで事務局長からケアセンターの状況とシステム等について講義を受けました。カジノの施設には別の担当職員と通訳についていただいて、実際に中を見させていただきました。それが終わって、このカンウォンランドというのは、スキー場、ゴルフ場、そして大きなコンドミニウム等の大きな施設でありますので、全体の施設をバスで視察したというものが視察の行程になっております。

○川畑委員

なぜそういうことを私が聞いているかということ、一つには、代表質問の前に、私が持っていた動画の DVD を市長に見ていただくようにということで市長にお貸ししたわけです、インターネットからとった DVD ですが、その内容を知っていただいた上で、代表質問に糸数参議院議員の韓国の実態という動画で紹介されている内容と市長が視察されたカジノの実態を比較して市長の見解を求めたかったのです。

市長が見ているかどうか分からないということで、あえて代表質問では動画の内容をかいつまんで説明したわけです。そういうことで、特に依存症の患者の自覚の問題は、歯止めがきかず、完治する人はほとんどいないということなどを含めて質問したわけです。市長は動画の内容につきましてはという前置きをしているのですから見られたと思うのです。しかし、代表質問の答弁は、動画を参考にして視察された気配が全く感じられなかったのです。というのは、「糸数参議院議員のカンウォンランド視察動画の内容につきましては、私が現地を視察した際にはそのような実態は確認できませんでした」という答弁でした。聞いた私は、本当に素っ気ない答弁だと思ったところでは。

主幹が同行されていますから、主幹も動画をごらんになったと伺っているのですが、市長の答弁との食い違いを感じないのかどうか、その辺を聞かせていただけますか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

代表質問の市長答弁でそういう実態は確認できなかったという答弁ですけれども、それについては前段に議員からの御質問の中で、「カジノ開設によって浮浪者は2,000から3,000人増え、10年前に比べ人口が半減した。カジノ誘致による副作用については全く考えていなかった」「浮浪者が増え、治安も悪く子供を学校に通わせるのも心配」「友人の母親がカジノにはまって自殺し、その後、家族は引っ越してしまった」などの実態です」という説明があつて、そういったものの具体的な実態については確認できなかったという市長の答弁でありますし、私も実際に同行して、今、質問を読ませていただきましたけれども、こういったものは現地で実態の確認はできなかった、同じでございます。

（「バスで見ただけでは見えるわけねえべや」と呼ぶ者あり）

○川畑委員

私は、その辺を疑問に思っているのです。ですから、このようにあえて聞いているわけですが、実は3月24日の記者会見の中で市長は、カジノ視察についてこう言っているのです。「韓国は17か所ものカジノがあるので、そのうち二、三か所を視察してプラスの面、マイナスの面を両面から見てきたい」「カンウォンランドについては、非常にいろいろな問題を含んでいると聞いています。依存症患者が多いといった話が出ますので、きちんと視察したい」と記者会見で言っているのです。そして、5月27日の市長の記者会見では、「自分の目で依存症の方を見てきたわけではありません」と。「依存症の入所者がいる施設の人からいろいろな話を聞いて、依存症になった人をどうやって救っていくかということを聞いてきました」「依存症にならないように取り組んでいかないといけないと思います」と答えているわけです。

今定例会で、韓国のカジノ賭博の実態の受止めについて質問したときに、カンウォンランドは「規模が大きく平日でも多くの来場者で賑わっていたこと、中毒ケアセンターでは依存症の予防、相談システムが充実していることなどが印象に残っております」と。全く表面的な、先ほど言っていたバスの中から見たような表面的なことしか答弁していないのです。

しかしながら、4月26日の道新には、こう書いてあるのです。中毒ケアセンターのキム・チャンワン事務局長の話として、「重症者を病院に紹介するほか、カジノと連携し入場回数を制限するなどの予防に取り組む」と。しかし、ここが大事なのですけれども、「徹底的に管理しても家庭崩壊や自殺を防ぐのは難しい」と書いているのです。その辺を見てきてくれたのかと。要するに、糸数参議院議員の動画に対してこのような実態は確認できませんでしたと答えているわけですから、同行された主幹が中毒ケアセンターの事務局長のお話を聞いていないのかどうか、その辺が市民の一番知りたいところだと思うのです。その辺はどうでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

北海道新聞には、今言われました「徹底的に管理しても家庭崩壊や自殺を防ぐのは難しい」という記事の掲載があります。それで、先ほど市長がそういった実態は確認できなかったという中で、私が記録している中では、ケアセンターの事務局長が言われたもの、これは通訳を通して私は聞いておりますけれども、それを全部読み上げますけれども、「どんなに徹底した中毒管理システムであろうとも、社交産業の副作用（破産、自殺、地域共同体破壊等）を根本的に防ぐことはできない」ということを事務局長から聞いております。ですから、市長の答弁と新聞の掲載は間違っているのではなくて、そこを少し短く掲載されているのかなというふうに思います。

○川畑委員

市長は、私の代表質問に対する答弁で、そのような実態は確認できませんでしたと言っているから、そこが相当開きがあるということを私は言いたいのです。ですから、動画と市長の受止め方にあまりにも違いがあると思わざるを得ないわけですから、カンウォンランドの視察動画の時点から改善されていることなのか、その辺をどう受け止めてきたのかというのを知りたかったわけです。

視察した中で、地元の関係者やカジノを誘致した市民団体などからも話や説明を聞いていないのかどうか。先ほどの話では、ほとんど聞いていないということですね。そういうふうに捉えてよろしいですか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

カンウォンランドでの視察というのは、中毒ケアセンターからの講義と実際にカンウォンランドのカジノの中身を視察すると一緒に、カジノの担当者からお話を聞くと。それと、カンウォンランドは大きな施設でありますので、それぞれの施設を案内していただいたということで、今、委員が言われたように、誘致した市民団体の方などの話は、直接は聞いてございません。

○川畑委員

何度もしつこく聞いて申しわけないと思うのですが、やはり市民としては、カジノができた後の実態がどうなっていくのかということに物すごく関心があるのです。ですから、そのあたりが全く報告されていないというのが私は物すごく不満なのです。だから、市民への視察報告は、この後もやらないのかどうなのか、その辺を聞かせてください。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

市民への視察報告という件でありますけれども、代表質問でも市長から答弁させていただいておりますが、まずは、今、国会に出されている I R 推進法案が成立となったときには、当然説明会も含めて、視察の内容も含めて市民の方に説明会を開催していくということで、事務局でも同じように考えております。

○川畑委員

もう一つ私が疑問に思っている点があります。それは、市民の声を市長がどのように受け止めているかという点です。カジノ賭博に対する市民の反応については、5月27日の記者会見で、「法律ができていないため、今現在、市民の皆さんからカジノについて質問や、反対、賛成などいろいろな御意見をいただいても何も具体的なことは答えられません。法律は国が決めることです。実際、韓国だけではなくいろいろなところのカジノ視察に行っていますが、心配されるようなことはそんなに感じていません」といっていますが、感じていないというのが問題だと私は思っています。

また、こんなことも言っているのです。幸会館で開催された市議会の市民と語る会に集まった市民の中から、「『小樽には、何でもかんでも反対という人たちが多くいけれども、一步下がって、これが本当に必要なのか必要じゃないのかということをもう少し議論してみたらいい』という御意見もあったと聞いています」と。そしてまた、メールや手紙で御意見をいただいているので、反対の声があることは承知していると言いながら、直接私にも賛成の意見が寄せられているところだと語っているわけです。ですから、こういうのを見ると、反対意見のことは具体的に言わないで、賛成意見だけを具体的に取り上げて言っていると私は受け止めざるを得ないわけです。ですから、そういう意味で、メールや手紙などで反対とか賛成の意見はどの程度あったのか、その辺について示してください。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

今回の I R につきましては、昨年 9 月、道への誘致の表明という時点からの市民からの声ということで市長への手紙、ご意見・お問い合わせメール、そのほか手紙による件数ですけれども、現在のところまで合計 13 件、観光振興室にいただいております。その内訳については、2 件が賛成、9 件が反対、残りの 2 件がどちらとも、その他という内訳になっております。

○川畑委員

今の数字は、市長が私自身のところにも来ているというのは入っていないのですね。ですから、ちょっと反対が多いという数字がここだけでもわかるわけですが、市民合意に関しての質問で、市長は「賛成の方、反対の方を含めて、さまざまな御意見を真摯に受け止め」という答弁をしているのですが、しかし今回の市議会の市民と語る会が 3 か所で開催された中では、市民からカジノは現行法で禁じられていると。だから、市長は経済的に役立つと言

っているけれども、現状は違法行為ではないかと、議会はどうか対応しているのだという、そういう意見などもありました。また、市長は、カジノ誘致のために韓国へ行っているのか。市民の声を聞いてから行っているのか。あるいはカジノは反対、自分の子供にカジノに行けという人はいないなど、そういう意見が圧倒的に多かったのです。私はそのように受け止めました。カジノ賭博の誘致に反対する意見が多い実態の中で、市長はカジノ誘致に都合のいいことしか受け入れていないのではないのかと思うのですが、私の捉え方が間違っているのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

先ほど御意見ということで13件のものがあると申しましたが、これについても、当然市長の手紙、お問い合わせメールということでありますから、市長にも報告というよりは目に入っている状況になっております。

○川畑委員

本当は市長に出席していただき、市長から直接話を聞ければ一番いいのですが、最後に質問したいのは、市民合意について議会や市民の皆さんにしっかり説明していきたいとも答えているわけですが、中松市長は当初、このカジノの問題が出てきた時点で、法案が通ったら取り残されてしまうと、その時点では遅いのだということを盛んに言っていたように私は記憶しています。それでカジノ誘致をいち早く求めてきたのではないのかと思うのですが、今度は法律ができていないので情報としてお話しできないという姿勢に大きく変わっているわけです。

ですから、I R推進法案が成立する前に情報公開や市民合意を図るべきではないのかと私は思っているのです、その辺の計画を持っているのかどうか、聞かせてほしいのです。要するに、説明会、情報公開については、I R推進法案が成立した後に市民の皆さんに対する説明会の開催や、市のホームページに情報提供を考えていると市長は言っているわけですが、その前にそういう計画を持っていないのかどうか、その辺を聞かせていただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

I R推進法案が成立する前にというお話でありますけれども、一番の情報公開という面では、私どもはこれも昨年の第3回定例会からいろいろ御質問いただいている中で、市のホームページでは国に提出された法案、こういうものがI R関係で提出されているという情報提供は行っております。市長の答弁にもありましたように、あくまでもこのI R推進法案というプログラム、枠組みを決める法案が成立した後により細かなことが決められていくというスキームになっておりますので、まずはこの基本的なI R推進法案が成立した後に市長も答弁しております説明会を開催して、法案の中身、考え方をあわせて説明をしていきたいと考えております。

○川畑委員

市長は説明会の開催や市のホームページによる情報提供を考えていると言っているのですが、どのような形で開催を考えているのか。例えば、地区の懇談会ということを考えているのか、市民が参加しやすいということを考えているのかどうか、その辺を聞かせてもらえますか。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

説明会の開催というか、あり方でありますけれども、その回数等については、まだ具体的に何回で、どこでということは今現在考えておりません。ただ、少なくとも説明会は1回ということではなくて、数回と考えておりますので、今後その回数、また開催場所等については検討していきたいと思っております。

○川畑委員

最後に一言言わせていただきます。やはり地域的な市民が参加しやすいところでの説明会というか、例えば市議会の市民と語る会を今回は3か所で実施して、そこに参加された方が帰り際にこういうものをもっと多くやってほしいなという意見を言っているのです。やはりそういうのが市民とのつながりだと思うのです。ですから、そういう点で市民が参加しやすい形で数多くやって、市民がどういう意見を持っているのかを把握するためにも大事なことでと思うので、そのことを最後をお願いして私の質問を終わります。

○（産業港湾）観光振興室川嶋主幹

今いただいた御意見も参考に、回数、場所等を検討してまいりたいと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。